

平成23年9月22日(木曜日)

(会議第6日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
		11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

10番 明神照男

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	武政登	地域住民課長	大塚一福
建設課長	森田貞男	海洋森林課長	濱田仁司
会計管理者	濱田啓	教育委員長	山下一夫
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第6号

平成23年9月22日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第23号から議案第43号、議案第45号から議案第54号
(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第44号

日程第4 議案第55号、議案第56号

日程第5 議員提出議案第6号
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 55 号 黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について

議案第 56 号 平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算について

●議員から提出された議案

議案第 6 号 大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書

議 事 の 経 過

平成 23 年 9 月 22 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これより、日程に従って会議を進めますので、どうかよろしく申し上げます。

町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

冒頭、台風の被害について報告させていただきます。

まず、9月2日から3日にかけて黒潮町に接近致しました台風12号の被害についてでございますけれども、伊田浦地区1世帯3名が伊田小学校へ自主避難をされました。

人家、町道、漁港、農林関係には被害はございません。

商工関係で、浮津海水浴場から王無地区に上がる避難道に砂利が上がりましたが、四国のみちと関係があることから、県と協議中でございます。来週中に対応を決定致します。

続きまして、9月20日から21日にかけて黒潮町に接近致しました台風15号でございますが、避難はございませんが、漁港、農林関係にも被害はございません。

加持地区でがけ崩れがあり、がけ下人家のガラスが割れるなどの被害が出ました。人的被害はございませんが、これも先日触れましたが、その後、県と調整がつかしましたので追加補正の提案をさせていただきます。

なお、町道で、大方橋川線、弘野線、大井川馬荷線、奥湊川七夕口線で崩土がありましたが、既に対応済みでございます。佐賀地区については、特に被害はございませんでした。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

諸般の報告をします。

欠席の報告をします。明神照男君から欠席の届けが提出されましたので、報告しておきます。

それと、皆さんに配布しております、平成22年度業務執行報告書の正誤表を皆さんのお手元に配布されてると思いますが、ご確認の上、差し替えをよろしく申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問、小永正裕君。

15番（小永正裕君）

おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

2問について質問させていただきますが、1問目は多くの同僚議員からさまざまな質問が出されており、また答弁もたくさんありましたので、あまりしゃべることはないと思いますが、ハード面よりソフト面について主に質問していきたいと思っております。

1 番、安全な町づくり防災対策等について。

東北大震災を教訓として、住民の生命、財産を最大限守る対策に取り組む必要があると思うが、直ちに行う取り組み、あるいは、中期、長期的に取り組む計画があると思いますが、その内容を聞かしていただきたいと思います。

また、その具体的な方策。どういうものを重点的に行っていくかですね。

1 回目の質問、よろしく。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは小永議員の一般質問の、安全な町づくり等についてのご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の通告書に基づいて少しお答えさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

ご質問のとおりですね、東日本大震災の津波あたりを目の当たりにしてですね、地震津波対策には緊急に取り組むべきというふうに考えております。直ちに取り組むべき課題と致しましては、今までもお答えしたとおり、避難路と避難場所の確保というふうに考えております。避難路につきましてはですね、繰越明許で10カ所くらいの計画をしておりましたけれども、まあ文教施設の方に優先的に回すということで、現在その方を進めております。

ご質問の中でソフト面ということですが、ソフト面はやはり自主防災組織ということになろうかと思いますが、これについては昨日もお答え致しましたように、基本的にはですね自主ということがありますので、地域の自主的な活動に頼りたいというふうに思っております。

しかしながら、それをまとめるといいますか、方向性というものがですね、町の方で昨日も議論になりましたけれども、防災組織をつくる段階でいろんな資料をお配りしております。まあ基本的にはその部分になりますけれども、その部分につきましては固めるといいますか、そういう方向にもっていきたいというふうに思っております。

また、行政の方の対応ですけれども、今までは、あくまでも行政の方もですね机上でした。9月4日の対応につきましては、それではなかなか機動的に動けないということがありまして、各部でそれぞれ判断して動けるような体制をつくっていかうと、目指していかうということで、そういう訓練の方に動くようにはしております。

まだまだ、ソフト面、ハード面もできておりませんし、ご質問の中にあります中長期的なところということになってきますと、今の地域防災計画以上のことはまだ対応できておらないというのが現状であります。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

ありがとうございました。

まずハード面については、避難路について、学校の生徒たちが逃げやすい避難路を整備するということを優先するというごさいますね。

それはそれでいいんですけども、これは今年度中にやってしまうわけですか。

それとですね、ほかの避難路について、各部落から要望が出されておると思います。私が区長をやっていると、毎年、避難道の拡幅整備、要望として申し上げてきておったわけですが。まあ地元の人とか、避難道に面した土地の方がですね、無償で土地を提供していただいてですね、それでまあ有志の方とか各団体の方が出てください、出役で、それこそボランティアで整備をしていただいたという経緯があるわけですが、どうしても道幅が狭くてですね、一番逃げていく、例えば、早咲の場合ですと中央避難道というのがあってですね、そこに集中して人数が、避難の人が集まってくるというふうに考えられますが、大変道幅が狭い。ほんで段差があってですね、まあ慌てて転んで落ちれば、けがもするというふうな心配のある道でございますが。これを拡幅して、避難しやすい誘導灯をつけてですね、夜でも避難できやすいようにというふうな計画を持っておったんですけども、なかなかそちらまでは予算もないということらしいですが。

全体の各地域から、地区から出てきておる、その避難道。各集落からですね出ておる避難道は、どのくらいの期間をかけて整備していくというふうな計画があるのかどうか。

それとですね、まあ今、情報基盤整備をやっていますが、以前はデジタル式の行政防災無線というふうな計画も、ある程度取りざたされておったわけですが、今の情報基盤整備の方に移行したというふうなことでございますが、心配されるのはですね、予想される大地震というのは100秒間揺られると、振動があると言われておりますね。そうすると、今、立っておる電柱のたぐいがですね、ほとんど倒れてですね、有線ですから。もちろん十分な、万一のことに對して機能ができない可能性もあるというふうなことでですね、緊急の連絡網として、やはり無線というのが一番、整備することが適当ではないかというふうに考えられるわけですが。

そちらの方は、無線としてのその核になるところですね。避難所なり、それから防災体制をつくる意味での消防団なり、自主防災組織なり、そういうふうな拠点に對してですね、十分な連絡網が無線の方で構築する考えはあるかないかですね。それも大体あるとすれば、いつごろまでにやりたいかというふうなことを、まずハード面ではこの2つを聞いておきたいと思いますが、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、再質問の方にお答えしたいというふうに思います。

学校の耐震化をいつまでにかということですが、大方の方に限ってのご答弁になりますけれども、学校の方につきましては、基本的に来年いっぱいには対応したいというふうに考えております。昨日もお答えしましたけれども、まず、南郷小学校、伊田小学校、それから上川口、田ノ口小学校、この部分ですが。基本的に高台へ避難できる対応はしてまいりたいというふうに考えております。

逃げになるわけじゃないがですが、やはり用地というものがどうしても関係してきますので、そのあたりもですね、またPTAの皆さんにも。もちろん地権者の皆さんですけれども、用地の地権者の皆さんにもですね、ご協力をいただきたいというふうに思っております。

それから、町全体の避難道の状況ですが。町内全域でですね、昨日もお答えしましたが、95カ所といたしますか、手すりとか、それから誘導灯も含めての要望ですけれども、避難道としてはちょっと集計はようしておりませんが、95くらいなものが出ております。それは、まあ大小あるわけですが、いつまでというところまではですね、まだ、今の段階ではよう決めておりません。

というのは、昨日もお答えしましたけれども、現地を見て、ある程度の事業費を出してですね、それから予算の、財政の状況も勘案しながらは、どうしても公表するとなると、そのことは必要ですので、その対応はさしていただきたいというふうに思います。

あと、無線、衛星携帯の話ですけれども。現在、町にですね6機、衛星携帯を準備しております。消防団の方の無線とは別個でですね準備しております、これをですね、まあ計画的といいますか、ある程度の拠点地域には配備した対応を今後やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

ありがとうございました。

次の世代を担う生徒たちを、ぜひ、誰一人犠牲になることなくですね助かるように、早急に整備をお願いしたいと思います。

その無線というのは、普通、消防団が使ってるような、この地域で、どこそこの川があふれ、そうなってるぞとかいうふうな、そういう短距離の無線とは違うわけですよね、そしたら。衛星を使うわけですか。

（総務課長から何事か発言あり）

まあ、それは後で構いません。

とにかく、情報というのは非常にこういうときは大切なものでございましてですね、正確な情報を皆さんに伝えるということがパニックを起こさない最も大事なことであるというふうに思います。

まあ避難道のことについてもですね、時間がちょっと、いつまでに整備するというふうな計画はまだ立っていないようでございますが、県ですね防災の担当の課長と話しておりますとですね、もう県は50パーセントの補助金構えてますから、もうぜひとも早急に各自治体の方で取り組んでいただきたいというふうな話をされてるわけです。15メートルも20メートルも立派なですね防潮堤を造ること自体が不可能でございますから、まず、この大震災に対しては逃げるのが、一番我々の人命尊重をするためのですね避難路というものの整備が最も大事なことやと私は考えております。

それと、津波に対してもそうですが、中山間部はですね急傾斜地区があつてですね、奥の方に行くと、ほんとに普段からちょっと大雨が続いた場合、崩落の危険があるんじゃないかと、まあ素人ながらにですね、心配することもよくあるわけですが。

こういう地域の方にかんしても、その事前にですね、早めに、ここは大丈夫ですから避難しておいてくださいとかいうふうな指示も出すような計画は当然あるわけですよね。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、6機構えております無線の携帯ですけれども、衛星携帯無線です。消防団の使ってるものとは違いまして、衛星を使いますので、まあ東京の方とも連絡取れる体制が取れると思います。これがなかなかですね、契約にお金が必要で、まあ大変ですけれども、今そういう6機の体制でですね整備をしております。

それから中山間の対策ですが。まあ一番心配されるのは、この前の近畿地方のあの災害でも分かったように、やっぱり孤立ということが大変な問題というふうにとらえておまして、ある地区ではですね、あの9月4日の対応で、この衛星携帯無線を持って帰ってですね活用したという事例があります。というのは、孤立が心配ということで、中山間の地域でしたけれども、そういうことも訓練の中でやってもらっております。

そういうふうにしてですね、孤立対策についてもできるだけ早く孤立が解消できるような、また、情報が流せるような対応はしてまいりたいというふうに思っております。

その1つの事例がですね、情報通信基盤整備事業の告知放送の末端の告知設備ですね。あれについては、通常の場合は、行政の情報とか、いろんな情報を流せれるわけですが。もしものときには、それを持ち出して避難していただいたら、まあ電池をどうしても1年に一遍くらいは取り替えていただきたいのですが、それができておまして、その持ち出しもできたらFMラジオが聞けますので、それでですね活用していただきたいというふうに思っております。

以上です。

(小永議員から何事か発言あり)

(議長から「答弁漏れの分」との発言あり)

失礼しました。

県の補助金の関係が抜かっておりましたが、まあ町も厳しい財政の中ですので、ここを頼りにして考えています。今回の、まあちょっと先になることで申し訳ないがですけども、12月補正を目指したいという部分につきましては、県の補助事業を使う予定です。

それで、補助率ですけれども、3分の2だったと思いますので、使いやすいですけれども、この黒潮町の場合はですね財政が厳しい関係で、その裏の財源がどうしても。通常でしたら、過疎とか、辺地とか、合併債とかいうふうにあるわけですが、今のところ過疎の充当がなかなか難しいというふうな状況ですので、何とか過疎がですね充当できるような要望をしまいたいというふうに思っております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

小永君。

15番 (小永正裕君)

分かりました。

できるだけ願いがかなうようにですね、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

それでは、ソフトの方へ移りたいと思います。

我々議会で現地視察に行ったときに、総務課長、それと國見君ですかね、2人が同行されてですね、あの悲惨な東北の現場を目の当たりにしたわけですが、まあほんとに言葉ではちょっと言い表しかねない惨状でございました。

その前に町長と、担当の友永君たちが先に行っていてですね、友永主幹ですか、その当時は、詳細なレポートを我々に示していただいております。それ読んでもですね、大変詳しく記されておってですね、そのときはまだ現場見てなかったですけども、ほんとに悲惨な状況がですね、よく伝わってくると。思いもかけないような所が被害を受けておるというふうな驚嘆の言葉も書かれておりました。実際に我々行ってみると、ほんとに何にもなくなった状態見てですね、昔の人は骨のないものばあ強いものはないぞというふうな言葉をよく聞いたことありますが、ほんとに水の力はすごいなと。千年に1回の大災害いうのはよく理解できたわけでございます。

まあ、そのときのバスで行ったのが、距離として3,300キロ。弾丸ツアーでですね、車中2泊というふうな大変強行軍で行ってまいりましたが。そういう非常に厳しい中を、課長もその現場をしっかりと把握しようという気持ちがあってですね一緒に行ってくれたことやと思いますが、その課長の持つてるその意気込みですね。

担当して、その防災について、まあ一生懸命自分が働けばですね、部下も付いてきて、この黒潮町の人を、人命を1人でも落とさないで救えるというふうな強い意思で行ってくれたと思いますが、その意気込みをですね、ひとつ表明していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長（松田博和君）

通告書にないもので、全く考えておりませんでした。

まあ基本的にですね、あの現場を見させていただいて、まあ絶対せないかんことは、もう今までも皆さんからのご質問もあったとおり、まあ、いかにして避難するかであろうかと思えます。しかし、行政の方はですね、その避難する手段といいますか、まあ避難道、避難所ということになるわけですが、それを行政の方は絶対整備せないかんという思いを強く致しました。

それでまあ、現在、町長とかですね、今出ました職員らを含めながら、この1万3,500の町民をいかに、今質問がありましたように、1名も犠牲を出さない対応をしていこうという思いで取り組んでおります。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

ありがとうございました。

大変心強い意気込みをお伺い致しました。ぜひ実践に移していただきたいと。

それからですね、今のソフトで一番大事なのはですね、そういう意気込みを一般の人に染み渡らせるその防災教育というものが大変重要なものになってくると思えますが、これについてはどういうふうな、具体的な面をお持ちでしょうか。先ほど、自主防災組織にある程度は委ねていくというふうな話がありましたが、やはり主導していく町の方がですね、その方向性を明確に示すというふうなことも大事なことやないかと思えます。

というのはですね、何かいろんな報道でですね我々も聞く機会が多くて、その現場の状況をやっとなつまびらかにですね知ることが最近できております。群馬大学の片田教授という方が釜石の方ですかね、小学校とか中学校の皆さんを防災教育ということで、平成17年から指導に行っておるといふことらしいんです。で、その方の指導の結果、釜石の児童は1名も犠牲者が出なかったというふうな結果を見てですね、その防災の教育の大事さというのは、私もつくづく感じたわけでございます。

まあ一言で言うならば、15メートルの高さの立派な防潮堤を造ったから、自分は絶対安心じゃという気持ちですがですね、命をなくする大きな原因であるというふうなことを言われておりますので。甘く見ないことが一番大事なことでございますが、それをどうやって教えていくかというふうなことがですね、防災教育の最も基本じゃないかと思えますが。

そういう意味では町の方はどういう、まあ組織とか、どういう内容でですね教育していくかというふうなことをお伺いしたい。できたらですね、その片田教授を呼んでですね、講演していただくなり、まあ多分忙しいでしょうから来れないとなればですね、職員を派遣してですね、その講演先に行ってその話を聞かすとかいうふうなことをやればですね、何千万も予算要らないでその情報を得ることができると思えますが。

ぜひともそういうことをやっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ基本的にですね、教育といいますか、そのことは大変重要なことだとは思っております。

まあ今、片田教授の話も出ましたけれども、今ほんとにですね、この防災、津波対策の研修会、講習会、講演会はですね多数ございまして、ほとんど毎日くらいな情報が流れてきておるんじゃないかなというふう

っております。まあそこを、どのが行くかはいろいろ行政の方で判断させていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、講演会といいますか、そういうものに行ってもですね、やはり第一は避難道の整備だろうと、行政の方に対しては避難道の整備だろうというふうに思っております。

それから、地元に対しては自主防災組織、コミュニティーの高揚という意味ですけれども、自主防災組織の強化ということになろうと思っております。まあ、その両輪ですね対応してまいりたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

自主防災組織がちゃんと機能すればええんですけどもね、現実のそこはなかなか大変なことがあるかと思えます。

個人個人が普段からいかにですね、その意識を高めるかどうかに掛かっていると思いますが、その片田教授が今、後悔してるのはですね、その釜石で、子どもはまあみんな無事であったと。ところが釜石市内ですね、1,300 人の命が失われたと。これが一番残念なことだと思ってるというふうなことなんですよね。その子どもを通して、その家庭にその情報を持ち帰って、その家庭で話題になり、その避難することがぜひ、まず第一に考えるべきことやというふうなことが伝わっていくとまあ予想しておったわけですが、その1,300 人の方が逃げてなかったわけですね。そういう方が犠牲になったという現実を見たときにショックだったようでございます。

3つの原則いうのを教え込んでいったということでございますが、その平成17年からその現地へ行って教育を始めたと言われておりますが、その翌年に千島列島の地震が起きたということでございますが。そのときに、その教えておった生徒がですね逃げている避難率が10パーセントにも満たなかったらしいですよ。これではいかなあということ、子どもたちにですね自分で考えさせて、その避難対策、防災対策を自分たちで考えなさいということで文章に書かしたということがあったり、それと、それまでの教える時間をですね、年間5時間から10時間に、そのくらいにこう増やしていったと。まあ、年によって違いますけどね。大体5時間から10時間の間、1年間に教えていってるというふうなことになっておりますが。その結果、今回の震災でですね、子どもたちに対しては立派な成果を得たというふうなことでございますが。

先ほど課長に意気込みを、1人でも犠牲者を出さないようにできるんじゃないかというふうな希望を持ってば一生懸命できるんじゃないかというふうな意味のこと言いましたが、まさにですね、この片田教授は、その1,300人。自分が直接教えてない、指導してない方がですね、一緒に逃げてくれるだろうと思っておったのが逃げなかった。それにもすごい大きなショックを持っておるわけですよ。

だから、徹底すべきことが、自分ら一生懸命やって徹底されたと思っておったが、どうしてもやっぱり抜かりがある。それで、その指導方法もいろいろと考えてみんといかんということですね、まあ生徒に対する指導の方法。それと、生徒の親に対する指導の方法。それと、高齢者に対する指導の方法というふうなこと、いろいろなパターンで考えていく必要があるというふうなことと言われておりますよね。

その3原則いうのは、まあ有名ですからもうご承知のことと思いますが、今の状況に満足するなど、今の想定にこだわるなどということと、率先して避難者となれというふうな、この3つのことらしいですけど。これをもう徹底的に、この3つ守っていけば、みんなが生存できると。

高齢者の方が一番問題でございまして、おらあもう、このままここでおぼれ死んでもええわよというふうな

人が結構多くおるらしいです。これは全国どこでも。これは、子どもにはそういう教育をずっとされて成果が出たわけですが、その親に対してですね、どんな教育を。教育といいますか、刺激を与えたか、与えるかというふうなことがええことあると思いますが、親の理解も必要でございますから。

そういうふうなことなんかも町の方は考えておられますか。あるいは高齢者にかんしての。

自主防災組織だけではちょっと無理なことがあるわけですけどね。いかがでしょう。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

いろいろ状況のご説明ありましたけれども、まあ昨日の他の議員の質問の中にもありましたが、やはり自主防災組織の強化というところが、今のご質問の趣旨だったというふうに思っております。まあ自分たちも、その部分をいかに強化するかということも、先ほどもお答えしたような課題でとらえております。

やはり、もう皆さん方ご承知のとおり、まず地震が来たら自分が助かっていただくということの、まあ自助。それから地域コミュニティーで、共助。それから役場、行政関係の公助ということで、これはもう町民の皆さん、すべてご存じだろうというふうに思っております。

それで、地震に対して、津波に対してのですね、来るまでのこととして、まあ自主防災組織の強化、あるいは住宅の耐震化等々をですね、まあ進めてまいりたいというふうに思っております。

それで、まあ自分がいかに助かっていただけるかというところがまず、地震に助かっていただけるががまず第一だろうと思っております。それから次に、まあ逃げるということになるわけですが、そのことについては今までも何遍もお答えしたように、避難道の整備と、それから地域での訓練の取り組みということをミックスしてですね、1人でも多くの方が助かっていただける対策を取っていききたいと、目指したいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

震災のときにですね、この前の東北地震のときもそうでしたが、建物が揺れて倒れたということはほとんどなかったらしいですね。津波でやられた。あるいは土砂崩れでつぶれたというふうなことがほとんどなかったらしいです。

それと、どこの地震でもそうですが、家の中で、家具、あるいはテレビとか冷蔵庫とか、そういうものが倒れてきたり、押しつぶされたり、ぶつかったりして、けがをしたり、亡くなられる方が90パーセント近いというふうなことはもう昔からずっと言われておりますよね。

ですから、自主防災組織では、夜の間、自分が寝てる時、寝てる部屋は、物をできるだけ置かないでくださいと、ティッシュペーパーぐらいにしてくださいというふうなくらいにですね徹底させるとかいうことぐらいしかなかなか、まあ私は自主防災組織じゃ無理じゃないかと。はっきり言うてですよ。その以前に、そのソフト面というのが、その意識の問題なんです、今言ってるのは、いかに、その逃げることに徹底するかというふうなことですね。今までの想定は、もうないものとする。

ほいで、子どもたちが逃げたその逃げ方というのが、まさにその3つの原則を立派に守ってるわけです。

ほいで、揺れてですね、ほいで小学校の子どもは3階に先生が誘導させておったわけです。校舎の3階に、立派な校舎でございます。で、その隣の学校が中学校でございます、中学生は直ちに列を作って逃げ始めた、

走って。その姿を見てですね、もう校内放送は停電してできませんので、小学校の子どもたちは放送を聞くまでもなく、その中学生が逃げていく姿を見て、すぐ小学生も付いて走って逃げていったということでございますね。それで、想定されておったグループホームの500メートル先でしたか、600メートルか何かそのくらい離れた所のグループホームへ皆走って逃げていったと。そしたら、そこで裏山が崩れて、ここも危険だというふうなことを中学生が察知してですね、今度、別の高台の方へ逃げていった。そのときは後ろに、その波の音がどんどん聞こえておるような状況であったと。ほんで小さな小学校の子どもの手を引いてですね、で、介護施設の方へ行った。その介護施設へ行くまでが10分足らずの時間やっらしいです。学校から避難する時間。それで介護施設の100メートルぐらいの手前で、津波がそこで止まってですね全員が助かったというケースでございます。

あと、釜石小学校かな、の生徒はですね、大体7割くらいの生徒がもう先に帰っておっらしいですね、下校して家の中へおっらしい。そのときに地震が起こった。

それで、介護するようなおばあさんも一緒におった家庭も結構あったらしいですけども、両親は仕事出て留守のところが多。で、その中学生とか小学生がですね、その祖母とかおじいさんの手を引っ張って、介護しながらすぐ逃げようということで、おじいさんおばあさんと、その小学生とかいう者が、市内の者がみんな生存しておるわけですよ。ただ、一人暮らしの人が、逃げてこなかった人が1,300人ぐらいおったというふうなことでございますから。まあ情報も、先生がいくら学校で教育してもですね、お孫さんがいなかったら家庭の方までそういう情報が伝わってなかったということでございますから、それはもう残念なこともあろうかと思いません。その1,300人の方ですね、亡くなった。

そういう、その子どもがですね、学校じゃなくても、集団でなくても、家に帰っておってもですね、すぐそういう行動に移るといふふうなことがですね、潜在意識下の中にたたき込まれてるわけですね。そういう教育が大事なんです。

ましてや、ここなんかはですね、黒潮町は。ほとんどの人がですね、海岸から100メートル、200メートルぐらいに住んでる方多いわけですから、たちまち逃げる必要があるわけですね。もう何をしておいても、自分の身を助けるためには逃げていく必要があると。ただ、そういう意識をたたき込むということは大事なわけ。そのための防災教育いなのをどうやってやっていくかというふうなことでございますよ。

そのために、さっき言いましたようにですね、片田教授が講演に呼ばれていけば、そこへ職員派遣してですね、大事なことを持って帰ってですね、黒潮町の町民に伝えていただきたい。そういう、その切羽詰まった考えでもって講演を聞けばですね、ほんとに生の声がですね住民にも伝わってくると思うんですよ。

まあ、そういうことでございますから、重ねて防災教育、よろしく。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ基本的に教育ということは大変重要な、大事な問題であります。

まあ、だんだん紹介ありましたように、また昨日の答弁の繰り返しにはなりますけれども、学校の方もですね3.11以降、早急に津波の訓練、あるいは津波の教育も進めていくということで、答弁したとおりでございます。

まあ自分たち行政で、住民の皆さんへというところになりますと、やはり自分の自助という、地震に対してはどうしても自助というところになってきますので、そのあたりもですね説明してまいりたいというふうに思っております。

それで、片田教授の話が何回かありまして、講演会に出席というところですが。町もですね、今年も11月30日ですが、防災対策で京大の先生に来ていただくことにしております。ぜひ議員の皆さんも広聴していただきたいと思っております。

その上にですね、片田教授の講演会等が近くでありましたら、職員の参加も検討してみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

教育長ですね、前に確か、M氏が教育長のときやったと思いますが。

例えば、サイレン鳴りますよね、何かのときに。そのサイレンのいろいろな種類があるらしいです。私は、そのサイレンの鳴り方によってその区別がつきませんから、この鳴り方はどういう火事であるとか、どういう、まあ津波であるとか、そんなことは分かりませんから、まあ学校でそういうもんも含めてですね、まあ自由な時間が取れるでしょうから、子どもたちに小さいときからずっと教えていっていただいたらええことないですかいうふうなご提案申し上げたことがあるわけですが、まあ、なされてないような状況やと思います。

で、今の話とこうリンクさしてですね、普段からの指導者の姿勢、親の姿勢。それから、世の中のそのムードとかですね。そういうものは、子どもというのは非常に敏感に察知する能力が高いもんですからね。危ないものが近寄ってきようと、みたいな、ふうな意識を子どもに持たせるような教育ですよ。いうものをですね、繰り返しやっていっていただきたいと思うわけですが、どうでしょうね。

さっき1つ、一緒に話さしてもらいますが。

その生徒の親にどうやって教育するかいうふうな話ですが、その子どもたちにですね、まだその教育が十分出てないときですよ。その10パーセント以下の避難率しかなかったとき。平成17年から始めて、18年に千島沖の地震が起きて、そのときの子どもたちの避難率が10パーセント以下やったと言いましたよね。その後で反省してですね、こういうことじゃいかんということで、子どもたちにそのアンケートを書かしたみたいな。

地震が起きたら君たちは、家に1人でおったときにはどういう行動を取りますかいうふうなアンケート取ったらしですよ。ほいたら子どもたちの、そのアンケートの結果がですね、ほとんどの子どもが、お父さんお母さん帰るまで家におる。で、もう次に多いのは、お父さんお母さんに電話で連絡するというふうなのももうほとんどやったらしいです。100パーセント近かった。

で、それをですね、その親御さんに見せたらですね、子どもさんたちは万一の地震のときはこんな行動を取るようになってますがこれでいいですかいうふうなこと、親に見せた。だから、お母さんたちはびっくりしてですね、あ、これではいけませんというふうなことで、今度親がね、その子どものアンケートの結果を見て、親がその危機感を持つわけです。それが、その家庭の中でのその情報の共有ということにつながっていくわけですね。一番難しいのは高齢者の方みたいですけどね。

でも、ほとんどの家庭ではそういうことをやってですね、子どもの意識の今の現状みたいなものを見て。で、ほんとお父さんお母さん、子どもの安心感を願ってるわけですから、無事を。そういうのを見ると、やっぱあこれじゃいかんねえと。分かるがですね、親が。ひしひしと。そういう、その心と心。知識の切り売りが防災教育ではないというふうなことをはっきり言ってます。

やっぱ心と心がほんとの危機感で共通するようにですね、お互い響き合うようなですね、家庭の中の会話であったり、態度であったり。将来のことについて話しても、こんなこと、こうせないかんねとかいうふうなこ

と、ほんとに真剣になって考えてくるわけですよ。

そういう、その教育につながるようなですね、ものを学校でも家庭でもできないかというようなことを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

学校でのですね防災訓練等につきましては、ほかの議員さんの質問の中でも答弁をさせていただきました。確かにですね、いろんな状況での訓練ですね。例えば、授業中の訓練。あるいは休み時間であったり、あるいは放課後といった、いろんなパターンの訓練も当然必要であろうと思いますし、またですね、その訓練自体ですね、そういった防災教育をですね子どもたちがその家庭で保護者と話す機会とかですね、そういった意識付け。家庭の中での防災についての意識付けというものです。そういったものも非常に大事かと思えます。

まあ例えば、当然学校にいるときに起こる場合もありますし、時間によってはいろんなパターンがございます。そういったときにですね、どういった行動を取るのかといったことは、当然家庭の中で常に話し合いながらですね、いろんなパターンを考えておくといったことは必要であろうと思います。

できれば学校の訓練自体ですね、子どもたちだけではなくてですね、そういった一般の方と一緒に訓練ができればというふうなことも考えております。そういったことも検討しながらですね、防災についてのその意識付けを高めていくというふうなことは必要であろうというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

小永議員の防災にかんする質問にですね、少しまとめじゃないですけども、ご答弁させていただきたいと思えます。

まあ、この防災対策にはですね、ハード、ソフト両面がありまして、ハードには当然財政的に限界があるということで、なかなかすべてがですね対応できない。まあ、先ほど来言われております啓発につきましてはソフト部分ですね、この部分については比較的財源等も要りませんし、皆さんでですね、いろんな形で運動、活動ができるというふうに思っています。そういった意味からですね、まあ本町としてもこの防災対策、特に啓発についてはですね、これまでも重点的に取り組んできたつもりでございます。

まあ例えば、町民大学とかの講演。それからリーダー研修とか、それからパンフレット、それからチラシ等も度々配布しておりますし、なおかつ広報ではですね、シリーズみたいな形で1ページくらい割いていただいでですね、そこにもまあいろんな形でお知らせしておりますし、また、先ほど来の学校の関係につきましても、いろんな形で学校で防災訓練とか、まあいろいろやっていただいでしております。

そういうことで、相当まあ住民の皆さん、いろんな形で危機感を持っていただいたと思えますし、なおかつ、今回の3.11の地震、テレビ等を見ていただいたですね、なお、まあ危機感が深まったのではないかというふうに思っていますけれども、やはり町民の財産、生命を守るためには、やっぱり今の段階ではですね、ハード面でも、まあソフト面でも十分でないというふうに思っていますけれども、やはり逃げていただくのが一番でございますので、それにはやはり啓発が大事でございます。

そういうことで、今後もですね、そういった啓発には重点的に取り組んでいきたいと思えますし、まあ今後もいろんな形でですね、そういう啓発に努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

あと10分です。

15番（小永正裕君）

大事な、立派なことやっただいてますので、継続してやっていただきたいと思いますが。今まで以上にですね、靴の上からかゆいとこをかくな状況じゃないように、直接かゆいとこをかけるようなですね、防災教育の方にまい進していただきたいと念願しております。

この件にかんしては、まだ言いたいことはあんまり言うてないですが、今度また機会をいただいてですね言わしていただきたいと思います。

2問目に移ります。

小学校の再編計画はあるかということでございますね。

マル1、各学校の生徒の数。マル2、各学年の生徒の数。マル3、本町の小学校で、まあ中学校でもそうですが、複式クラスがありますか。あれば何クラス、今ありますでしょうか。

この1、2、3の問いを5年後の想定して、その人数、クラスの数を発表していただきたいと思います。

それから、小学校の統廃合。数によってはですね必要があるんじゃないかと思いますが、それはどういうふうなやり方で、時期はいつごろが適当であるかというふうなことを考えられておるかどうか。

で、統廃合にかんして問題があるかないか。あるとすれば、どういうふうなことが問題となるのかいうふうなことを一応お聞きしたいと思います。

よろしく。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは小永議員の、小学校の再編計画についてのご質問にお答えを致します。

まず、町内の小学校の現状についてでございます。

23年5月2日現在の町内9校の小学校の児童数でございます。この5月2日といいますのは、学校のその児童数の基準日がですね5月1日ということになっておりまして、本年度は休日ということで5月2日ということにしております。

まず、拳ノ川が24人、伊与喜が23人、佐賀113人、伊田19人、上川口40人、南郷41人、入野150人、田ノ口61人、三浦54人、合計で525人となっております。

学年別ではですね、1年生が68人、2年生が95人、3年生が102人、4年生が87人、5年生92人、6年生81人となっており、複式学級につきましては全体で11学級となっております。

次に、5年後でございます。平成28年度になりますけれども、見込みではですね、拳ノ川が14人、伊与喜が16人、佐賀85人、伊田8人、上川口35人、南郷49人、入野122人、田ノ口44人、三浦53人、合計で426人の見込みでございます。

学年別では、1年生60人、2年生が76人、3年生60人、4年生80人、5年生82人、6年生68人となっておりまして、複式学級は全体で、これ小学校だけでございますけれども16学級の見込みでございます。

このように、5年間でほぼ100人減少する見込みとなっております。特に、伊田小学校におきましては、8人まで減少するという見込みとなっております。

現在の具体的な統合の計画はございませんけれども、こういった児童数がですね10人を下回るというような状況となればですね、当然、教育上、学校運営上の課題や支障も大変多くなってまいります。そうなるまでにですね、統合について検討をすべきではないかというふうに考えます。

統合する上での課題といいますのは、まずこれはですね、保護者の皆さまのご理解を得ることだと思います。その次にですね、地域から学校がなくなるということに対する地域住民の皆さまのご理解をいただくということだと考えております。

現在の児童数の予測から考えてですね、例えば5年後に町内の学校全体をですね一度に再編をしてですね統合を進めるといったことにはならないというふうに考えております。当面は小規模校の保護者、それから地域のご意見を聞きながらですね、これまでに旧佐賀町、旧大方町で進めてきたようなですね、小規模校、近隣校へ統合するというふうな方向にならざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

随分寂しい人数になりますね。

私らのとき考えてみたらですね、うようよいうくらいおったわけですよ。5、6人おらんなくても誰も分からんような、そんな状況でした。伊田なんかは、その8名になる、5年後は。いうふうなことは、ほんとにあれだけ港町で立派に繁栄したとこがですね、この惨状を見るとほんとに寂しくなってしまいます。

まあ若い親の方とちょっと話す機会があってですね、こういう状況になりそうなど。子どもの数が減ったら、どうもその学校自体が空き教室もどんどんできてきて、寂しい状況になるよねというふうなことで、統廃合いうふうなことをどういうふうに考えてますかというふうなこと聞いたことあったんですけども。

まあ心情的には、やはり地元であってほしいと。でも、いろんなこと考えてみるとしょうがないかなあというふうにも思える。こう、親のその複雑な気持ちがですね、よく出ているような返答をもらったことあるわけです。

実際、地元から、例えば保育園がなくなると、子どもの笑い声聞こえなくなるということはほんとに寂しいもんでございますけど、それだけではなくて、その郷愁はまあ古い人が持つわけですが、その子どもたちに大事なのは教育の中でも学校教育は当然ですが、読み書きそろばんと同時に、その社会性を小さいときからまあ経験してですね、育っていくというのが大変大事なことにつながるんじゃないかと思っておりますけどね。人間関係がどうしても大事なことです。ほんとに、世の中ではいじめがあったり、足引っぱりとかいうふうなことが、ええ大人になってもいっぱいありますから、そういうことにも耐えていけるようなですね、たくましい子どもを今から育てていかんといかんということでございます。そういう意味では、もみにもまれて育っていくというふうな状況が必要かと思っております。

私は以前、旧大方のときに、東北の方に議員研修で視察行ったときにですね、文教地区いうのをつくって、そこへ、学校はすべてそこ。幼少時の保育園、幼稚園、それから小学校、中学校、高校、全部同じ地区。そこへ隣接して、役場なり、消防なり、そういうものが一緒にある文教、官の地域ですかね、そういうのをつくって、立派に成功してる村があるということで、朝日新聞社の記者がですよ、本まで書いて出したのがあったけどね。

ある意味では、この震災があってですね、安全な高い所にもう全部統合したらどうかなあいうふうに、とっぴな話をちょっと抱いたことがあったわけです。子ども自体、それから大事な官庁、事務所。そういうものが

全部安全な場所にですね集中して造るというのも、ひとつの町のつくり方やないかなと思ってましたけど、まあ今、新しいのがここできてますんで、今更言ってもしょうがないですからね、あれですけど。そういう考え方もあって、佐賀地区と大方地区にですね、もう1校ずつ小学校にして、安全などこへぼんと用意するというふうな考え方でかまんがやないかというふうに思います。

もう、昨日でしたか、旧の保育園を借りたいというふうな方がおられるということですから、今までの建物ももったいないですから、そういう民間で活用する方がおったらですね、ぜひ提供して使っていただくというふうなことに広く利用していただいてですね、そういう文教地区は文教地区でまあ用意するというふうなことも、ある程度は考えてもええんじゃないかと。まあ小学校の場合は、それはできる可能性がありますよね、今からでも。

まあ余分なことかも分かりませんが、ちょっと答弁願えますか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

まあ児童数は、先ほど説明しましたように、相当減少をしております。学校あるいは学級の適正規模は何人かというふうなことが、よく議論をされます。まあ1つはですね、例えば、25人程度が一学級適正ではないかと言われるような説もあります。ということは、全体で150人ということになりますので、まあ入野小学校程度ということになります。

小規模校ゆえのメリット、デメリットということも当然ございます。議員申されましたようにですね、なかなか小規模校であれば人間関係が固定化をしてですね、多様なかわりといったものもなかなかできにくいということもあります。

ただ、例えば複式学級の場合はですね、当然、異学年で授業をするわけです。そうしますと、1時間の授業のうちの半分は自分で学習をする必要があるという状況になります。自分で自ら学ぶといった自主性というか、そういったものがですね、複式学級ならではのことでないかというふうに思います。まあ、そういったいろんなメリット、デメリットがございます。

また、小規模校であればですね、地域とのかかわり、あるいは学年の上級生、下級生のかかわり。そういったものも、かなり大規模校よりは深いものがあるというふうに思います。

先ほど説明をしましたように、町内の学校の状況がこういった形になってまいります。そういった議員の案も一つの案かもしれませんが、現実を見た場合にはですね、やはり小規模校の統合ということを行っていきながらですね、まあ将来的に佐賀地域、大方地域へ小学校が何校になるかということになってこようかと思えます。当面はそういったことで進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

教育というのはほんとに大変なものでございまして、難しい面もあります。

それぞれ個性があって、その個性がどこでどういうふうに花開かいうこともみんな分かりませんし、その本人、努力にもよりますしですね、なかなか難しいことあろうかと思えますが。

その複式のメリット、デメリット。それから、大人数の教室のメリット、デメリット、それぞれやっばあろ

うかと思いますが。やはり学校生活というのは、そのいろんな思い出がどうしても多く、多感なときでございますからできますよね。それは人間と人間とのかかわり、友達とのかかわり、クラブ活動がどうであったとか、遠足がどうであったとか、そういうふうなことが非常なええ年になってからもですね、思い出されて懐かしい。人間的な、ある程度豊かな面も、精神的な面で広がってくる可能性もあるわけですよね。ですから、大きな人数いうても大した人数にはならないと思いますが、もまれるということがその人にとっては、将来にとって非常にええことではないかというふうなことを思います。

ただ、学習面だけに思うと、今は立派な塾があってですね、いろんなことを教えてくれる塾があるかと思いますが、今そういう塾よりか、全然教えん塾が大はやりらしいですね。これは、自分でやることを自分で見つけて、で、自分の頭で考えさせると。問題点はどこにあるかということを全部自分で考えさせる、そういう塾があって、そこを卒業した生徒が一番伸びていく。将来ですね、能力的に伸びていく学習塾であるというふう

に。

議長、すいませんが、2割増しの原則、適用していただけますか。

(議長から「はい。8分以内で終了してください」との発言あり)

はい、すいません。

そういう大事なことがあろうかと思いますが、郷愁というのは古い者が持つものでございますから、若い者の将来を考えたときには、ある程度、人数いうものを教室の中で必要とするんじゃないかというふうを考えますが、もうちょっと積極的にその保護者の方にもこっちから、教育委員会の方から呼び掛けていったりとか。こういうことが子どもにとってええですよとか、まあこういうことはちょっと他に言えないことあるかも分かりませんかというふうなことをですね、いろんなコミュニケーションを取ることはまず大事やと思いますが。

それから、ある程度の期日のめどをつけるかというふうなことも提案すべきじゃないかと思いますが、具体的にですね。いかがでしょう。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

現在の状況をですね、当然保護者の皆さまにお知らせするといったことは、まあ必要だと思います。

この児童数の予測もですね校長会の方にも出してですね、資料として提案をしております。

また、小規模校の保護者の皆さまはですね、特にその児童の入学とかそういったことに関心が高く、もう将来の児童の見込みというのは、既に、かなりご存じです。そういったことで、将来的にまあ統合というふうな協議なんかもなされているとも聞きます。そういったいろんな情報をですね保護者の皆さまに出しながらですね、まあ必要に応じて教育委員会の方もですね協議の中に入っていくということは可能であろうと思います。地域の方々がですね、例えば10人以上でもですね、例えば14、5人でも統合したいという状況になればですね、当然統合は可能であると思いますし。

まあ、ただ、先ほども申しましたように、今の時点で全体を再編して、例えば、大方地域へ2校、佐賀地域へ1校というふうなことでですね協議をまあ進めていくといった考えは、今のところは持ってありません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

まあ直ちに、こういうふうに教育委員会としては進めていきますというふうな話ではなくてですね、将来こういうふうになる可能性の方が高いですよ。大体いつごろくらいが適当やと思いますけども、どう思いますかみたいな問い掛けをですね、まあ機会あるごとに。

まあ最初は、あんまりまじめなところで言わん方がええかも分かりませんね。ちょっと砕けた所で、何か飲みながら話すときに話し出すとかですね。免疫力をだんだんだんだんこう上げていきながら、最後にこう決めやすいような状況をつくって決めるというようなことが、まあ手順としては大事なことやないかと思いますが。

その当の、その親の方もそうですが、一番郷愁を持つ、そのおじいさんおばあさんがですね、ほんとに真剣に心配しておられる家庭もあるんですね。

実は、この質問出したのは、私が気が付く前にですね、そのおじいさんおばあさんの方から私の方へ話しに来た方がおられまして、そういうそのお孫さんのことを心配してですね、私のとこへわざわざ来て、何とか近い将来実現するように考えていただけないかというふうな話を持ってきていただいてですね、私、今までにないパターンであるなというふうにびっくりしたわけですが。

まあ前、上川口小学校に蜷川小学校の保護者から、まあ統合した方がええことないかというふうな話し合いが出てきて、その結果、今の状況になったというふうな話聞いてましたんで、まあおんなじようなパターンなかあと思いますけども。まあ親というよりか、おじいさんおばあさんの方が積極的にですね言われてきたんで、びっくりしたことがあったわけですよ。

そういうふうに、ある意味では醸成されてるような部分もあると思います。部分的には、それを、その保護者、あるいはその家族の中にですね、もうちょっとずつこう浸透させていくような方策を練っていただくというふうなことをですね。まあパンフレットを配ってもええですし、話し合う機会をつくってもええですしですね。ぜひとも、もうちょっと今以上に進めたいというふうな気持ちがあればですね、ぜひやりますというふうなお答えをしていただけるとと思いますが、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

統合についてはですね、いずれはまあ避けては通れないことだと思っております。

先ほども申しました、その10人ということに別にこだわるわけではございませんので、まあ特にですね、基本は保護者の皆さまの考え方、これが一番であるというふうに思います。保護者の合意が得られればですね、当然、前向きに統合について進めるべきであろうというふうに考えます。地域の方のいろんな協力があつてですね学校が成り立っておりますけれども、基本は保護者、子どもであると思っておりますので、当然必要があれば進めてまいります。また、情報提供もですね進んで行いたいというふうに思っております。

こういった人数を、児童数を見たときにはですね、いずれ統合ということは近い将来もう必要であろうというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

すいません、最後にですね、もし統合するとしたら、どことどのどこの部分がどこへ一緒になるというふうな考えがありましたら、ぜひ最後に。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

先ほど人数を申しましたので、その人数で判断をしていただきたいというふうに思います。

（小永議員から「せっかく2割り増しいただきましたが余りました。すいません、以上で終わります。ありがとうございました」との発言あり）

議長（山本久夫君）

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

この際、10時35分まで休憩します。

休 憩 10時 20分

再 開 10時 35分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第23号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設に係る指定管理者の指定についてから、議案第43号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてまで。

議案第45号、平成23年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてから、議案第54号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についてまでを一括議題とします。

念のため申し上げます。

議案第44号、平成23年度黒潮町一般会計補正予算については、この一括議題には含まれておりません。委員長報告の際に注意してください。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

それでは、総務常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

去る、9月の13日14時40分から第2会議室で5時15分まで、そして14日が1時から6時まで、15日9時から17時というように、副町長はじめ、町長、それから所管の課長、担当係が来ていただきまして、慎重なる審議を致しました。その報告についてさせていただきます。

委員の方も全員出席で議論を致しました。

まずは、平成22年度決算の歳入の方から入らさせていただきます。

主に、歳入の方で一番議題になったのが、いわゆる未収金と滞納に対する議論で多くの時間が費やされました。

その中で、やはり町の財政にかかわる問題であるので、その詳細なる未収、それから滞納についての、各データを詳細に欲しいという意見が出てきますし、その時点で、まああまり細かいことを要求のことがありましたが、執行部の方から、そういうことについては出してはいけないということで、個人情報に当たる部分もあったりするということで、まあできる限り詳細なるデータを出せる範囲出していきたいという意見が出ておりました。

それで一番の問題として出てきましたのが、この決算書の27ページになりますが、ここで農林水産の使用料の問題の所で、4節と6節にいわゆる収入未済額が掲載されております。この場合、やはりもう旧経営者が亡くなってる関係がありますので、できることならばもう法的手段を取ってでも、いわゆる不納欠損の処理に入るべきではないかという意見が出てきました。

そして、その下の5款の商工費の使用料の方ですが、27ページ、下から4つになりますか、2節の商工使用料滞納繰越分という所で160万という数字が出てきております。現在も未収額になっております。これは今、その工場を使って経営がなされているということで、それについても、きちっと分割でいいので、わずかでも入れてもらうようにという意見が出ております。

あと、いろいろもろもろのものがありましたが、大まかなところはこういうことと、あと、町税なんかのあれでですが、800万の納税の方で、幡多ブロックで出ております徴収の関係の組織の所に預けてる金が330万の支出で800万の収入というのは、これは少な過ぎるのやないかというような意見がありました。執行部の方の答弁と致しましては、ここで職員が一生懸命やってもどうしようもない、悪質でどうしようもないものを向こうに、債権機構に預けておくことであって。逆に、そこに預けなかったら、この800万が入ってこなかったということで、いわゆる滞納額が増えていったということなので、これはこれで成果があったという評価の説明がありました。一番の問題では、そういうところで話が。

それと、やはり使用料とかいうものについては、公平さの面からもできるだけ徴収努力をするべきであるという意見も出ておりました。

あとは、国庫支出金とかいう所は、16ページの2款地方譲与税から、20ページの11款交通安全対策特別交付金などは国からの交付金について、国の定めによる割合で収入が入ってきたという説明であり、22年度は21年度とあまり変わりがないということを受けております。

その中でも、20ページの8款自動車取得税交付金とか、それから、その下にあります9款の地方特例交付金につきまして、ちょっと、多少説明を受けました。

上の8款の方になりますと、これは取得税ですので、いったん県にそのお金がすべて入ってきて、そして5パーセントが県の手数料で、残り95パーセントのうち75パーセントを各市町村の道路の長さで案分をして、支給額として入ってきてるということと。

それから、9款の地方特例交付金であります、その1節地方特例交付金の1,920万ですが、これにつきましては、子ども手当の配当分と、住宅を購入した場合の取得の減免とか、それから、自動車がエコカーを買ったときの減免。それに対する、町への収入の減った分の補てんというように説明を受けております。

それから、24ページの方に飛んでいただきますが、2項負担金の中で、2目民生費負担金の中で保育料の滞納。皆さんとこへレジユメが回っていったと思いますが、この滞納分についてもなかなか意見がありまして、まあ、できるだけ払ってもらわないかんものですので、公平さが欠けないような徴収努力をするようにという意見が出ております。

あと、ほとんど県からの補助金等も、そのほとんどで入ってきておるということですので、さしたるあれはありませんでしたが、41ページの方にあります、5目農林水産の県の補助金の中の1、農業費補助金の中です1つ、新規就農研修支援事業費の補助ということで240万挙がってきておりますが、これについては、受け入れ農家に月々5万、個人の研修生に月15万ずつ入ってくるということで、22年度は2名分というようにお聞き致しました。まあ一応、これ卒業した後の補助金がないということで、問題点があるんじゃないかという意見も出ておりました。

49ページの方で、17款寄附金の方で、2の総務費寄附金のふるさと納税ということで260万入ってきております。8人の方で9回の入金があったそうでございます。1人200万というようなお話を伺ってます。これもある程度定着して、ふるさと納税寄附金ということがつながっているようで、という報告を受けております。

これで入の方は、まあほとんどが滞納に対する徴収努力を求めるという意見が多く出されてきております。また、債権機構が徴収の組織がなくなった後に、あれがあと1年、今年と来年で契約が切れます。その後はそ

のノウハウで努めてやっていくということと、その件につきまして佐賀の方から、ちょっと納税の担当の職員を削られた関係で、佐賀の方の納税に問題が出てきておるのやないか。やはり職員を増やしてでも徴収努力に努めるべきではないかという意見がありました。

歳出の方であります、この中の75ページになります、75ページの上から2段目、5節であります、ここに災害補償費、非常勤職員公務災害補償の障害補償とか療養補償とか出てきております。これは農業委員さんが1名、公務のときに災害に遭われた方への補償の金額ですが、これはすべて掛けておる保険の方から支払いがされているというようにお聞きしております。

79ページの方であります、19節負担金補助及び交付金の方ですが、これはほとんどが負担金でありまして、幡多広域への運営費を拠出するとか、くろ鉄への補助金とか、公共バスの方の補助になっております。

81ページですが、上に21節貸付金という制度で、ここへ金額が挙がってきております。ほんで、不用額が出ておりますが、これは地元による地域活性化の組織に対する補助金がついたと確定したもので、補助金が出るまでを一時的に貸し出しをする貸付金であって、これは補助金が下りた時点ですべて町の方に収入として返済がなされるというような説明でありました。

それと、同じページの9目、下の端に、交通安全対策費とありますが、ここで134万3,720円の不用額が出ております。これについて町の方からは、なかなか事務が仕事の関係で要望に対応し切れなかって、カーブミラーとかガードレール、上のあれが出し切れなかったということで134万3,720円、不用率が予算額の30.5パーセントという大きな金額が挙がってきております。

これにつきまして委員の方から、せめて町内、町有のすべてのカーブミラーには、管理用の台帳をつけて管理をすべきではないか。県と個人用の判別ができるように平成20年から取り組んでいたはずだが、そういう資料があれば、どこに何が要るかもはっきり分かるので、このような大きな不用額が発生しないように勤務に努めてもらうようというような意見が出ておりました。

87ページに飛びます。上の方になります、15節工事請負費、不用額も出ております、110万4,000円が出てます。これは、携帯電話不感地域に対するエリア拡大の事業でして、これは奥湊川の三堂なるという所につけた工事費というような説明を受けております。

93ページにちょっと、地域活性化交付金、積立金という所で1,700万が入ってきております。支出金1,700万ですが。これは積立金として、光をそそぐ交付金ということで積み立てておるようになっております、このものがハードだけではなくソフト事業にも使えるようになって、弱者対策なんかにするために23年度の明許繰越金として繰り越したという説明でありました。

それで、この97ページになります、選挙費の所が出てきた言葉で皆さんのご意見として多かったのが、いわゆる選挙用のポスターを張る場所へ建てるあれは何言うがやったかな。掲示板。これがもったいないことないかというような意見が出てきて、毎回毎回いろんな選挙のたんびにさらになってきようが、これ、もったいないがやないかと。ほいで、できればそれを使い回しができないかというような意見が出まして、かなり議論を致しました。役場の方からも、そのいろんな条例があって、予算の下りてきてる分もあったりしますので、そういうくくりもあって、なかなか再利用が難しいけど、できる部分としては、あの角材はできる限りあれを再利用しますと。ベニヤ板も4年置くと何か色が焼けてきて、そうすると何かの選挙のときにおかしな色のがへ張るということも何か問題もあるかということで、そういうことは今のところはしておりませんと。ただ、やってるのは、いわゆる棒とか角材だけは再利用できるものはやっておりますし、古いものは、掲示板については地区の部落なんかで要るときがあれば、その要望に合わせて、それは部落の方に無料で払い下げを行っておりますということです。

その中で1つ、委員の中からの意見として出ましたのが、選挙人名簿の情報を開示していただけないかという意見もありましたが、まあ出すべきではないか、なせ出せないかというような意見がありました。けど、やはり選管の方は、個人情報の関係で選挙人名簿でコピーして皆さんにあげるということは、全員の住民から賛同を得る限りそれはできないと。1人でも嫌ですという言葉があった場合はできないので、やはり今現在は、何か選挙に出る側にすれば選挙妨害のような受け取り方もできる状態ですけど、今は個人情報が優先されている関係で、そういうものは出せないということです。住民から、すべていいというオーケーが取れない限り出すことはできないということと、名簿の閲覧は自由にできますよというような説明を受けております。

次は消防費になりますので9款に入ります。出に。187ページになります。

9款消防費の方で予算であります、まあ予算全体の中から言いますと、不用額は3.7パーセント。21年度の前より1億3,900万円が増になっておりますが、これにつきましては新しい消防署の移転用地購入により増という事で説明を受けております。

その際に委員から出た意見と致しましては、高さの問題がありまして、執行部の方からも16.5ないし17メートルの高さがあるので、18メートルの高さにするという説明に対して委員の方の意見として、18メートルよりも1メートルでも高いような造成ができないかと。まあできれば20メートルということでしたが、執行部の方から、これにつきましては国道とのこう配とかいろんな問題がありますのでできないと。まあできる限りしますが、まあ18より高いものにしたいんですけど、そういうことも含めて検討が問題で、なかなか造成、20とかいうことにはなかなかぬくいという。庁舎が、建てた消防署の、救急車その他が一番奥の端へ入ってしまうわけにもいきません。一番手前に置かなければいけない関係があつて、高さの問題もありますけど、まあ、ひとつの目安として18メートル。できれば1メートルでも高いことをいう意見が出ております。

この費用の中でもボーリングの費用が280万と、それから、あこにソテツが192本というように私は聞いたと思うんですが。それとヤシの木が83本。これに対する補償金が、意外と1,476万という、賠償のときに掛かっているようでございます。今現在、欲しい方があれば、ソテツ、ヤシの木は無料で差し上げますということですが、どこか今、町の方としても処分するにも困るので、どこか移転の場所がないかということをお聞き合わせをしておるというような説明を受けております。

この中の言葉として、2目にあります非常備消防費ということは、これは分団の方々に対する費用の枠組みというような説明を受けております。まあ出た意見と致しましては、新しく造る意見が一番多かったのは、高さの問題をちょっとでも努力してほしいという意見があったということをお伝えしておきます。

それと、次は、12款公債費になります。228ページ、数字の方は229ページになります。

今回、なかなか大きく公債費が17億2,169万という大きな数字が挙がっておりますが、これは繰上償還を4億3,000万を含んでおりますので、一気に大きな償還額となっておりますという説明を受けております。

そういうことで、説明はなかなか時間かけて説明受けましたが、そういうことで、一応、22年度の一般歳入歳出決算書報告に対しては全会一致で可決するものと採択（後段で「可決」に訂正の発言あり）致しました。

次は32号、267ページになります。

黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算書であります、これは一般職員とかの給料のことですので、あまり意見はなく、皆さんがこれは了解をしていただけました。

それと、次が42号になりますが、この問題、42号は、いわゆる国の方の法律の改正によって今までの呼び名が変わったということの説明で、それ以外のものは何もなかったんで、これも上位法が変わったということで、皆さんの意見は原案どおりということで採択（後段で「可決」に訂正の発言あり）するものになりました。

44号の方でございすが、

(議長から「委員長、採択じゃなし可決」との発言あり)

すいません。今まですべて可決で訂正させていただきます。採択ではなくて可決というように訂正をさせていただきます。

23年度黒潮町一般会計予算書の補正5号であります。

(議長から「委員長、44は後でやりますので全部のけてください」との発言あり)

すいません。44号はちょっと後になりますので、すいません。

そうすると、49号になります。黒潮町情報センター事業特別会計予算書の方であります。歳入歳出それぞれに13万6,000円を追加して、1億34万2,000円にするものであります。一般財源からの繰り入れですが、これにつきまして出の方で、この一般管理費で報酬13万6,000円ということで、その他委員等報酬というように書かれておりますが、これにつきましてはかなりの議論がありました。

最初、4月からのこの採用だったもので、ボーナスの支給が発生しない。6カ月たっていないから発生しないということで組んでおりましたところ、その嘱託職員さんが継続の形になった。入るまでに、まだ役場に勤めた経過がありまして、そこは退職しておりましたけど、続けて採用になったということで継続6カ月ということになり、当初12月に出すべきものとして組んでたものを前倒して使った関係の補正。12月に出す分の賞与のための補正という説明でありましたが、これが、やはり0.9カ月分ですが。嘱託職員というのは、そしたら何日出るがぜよというような話も出てきまして、委員の方から。大体18日以下の勤務ということが規定のようであります。

そして、やはり公募でスタートしたんだから、なぜか納得のいかないのは、4月1日付からの採用ではないかという意見もありました。また私も、多くの委員の方々がそのようにされて、認識で議論がなされておりましたが、役場の方は公募で募集した場合、先に退職の辞令を出して、その方が受けに来て採用になった場合、それは新たな継続でではなくって、継続勤務になったと見なすということでボーナスが支給されるということで説明を受けております。で、1つこの方は、そしたら先の嘱託の関係がありますが、今の条例では嘱託職員は5年間の雇用という規定があります。その関係で、この方はどうなるかという質問を致しました。皆、委員から出ました。その中で、21年度から雇用されておりますので、そこも含まれますので、23年度じゃなくって、2年はもう経過して、あと3年の雇用契約となるような説明を受けております。

これについても、一部反対。いわゆるこの積立金というか、特別会計を認めてない関係があるので反対意見もありましたけど、まあ可決致しました。

そして、最後は53号。後から出た追加になります。

53号の方につきましては、熊野浦辺地に係る総合整備計画の策定についてということで出てきましたが、これは辺地債を利用して、いわゆる携帯電話が使えるようにやっていくという事業であります。場所の方は、熊野浦の集会所があります、あのVの字に集落があります、そのVの字の所に集会所がありますが、その東側近くに建てるということで、国有地を700平米、90万で購入というように説明もを受けております。この辺地債が使えるのは人口が50人以上の所で、いろんな計算の仕方がありまして、まあ一応100点以上が辺地債を使えるということで、辺地債の場合は、国からのあと80パーセントの地方交付税の算入あり、行政の方は有利というような発言であります。まあ一応、10年返済で据え置き取らずに10年返済で借り入れて、繰上償還も可能ということで借り入れを起こしておるといったような説明を受けております。

事業費の中での特定財源というのが、県の方から2,588万8,000円のうち、県から2,219万のあれが含まれておりますが、その差額分につく369万8,000円というものは参入会社の負担金として町の方に入金になるということで、一般財源と書いております805万2,000円ですが、これが辺地債の借り入れです。このあれは、予

定は800万となって、大体、辺地債の借り入れは10万単位ということが規程にあるようですので、この数字は若干後で変わるかもしれませんが、そういうことの説明を受けました。それにつきましては、当然、皆さん可決ということに決まりました。

次の、54号の黒潮町過疎地域自立促進計画。これは、平成22年から27年度の計画であります。平成22年度に議決された過疎地域自立促進計画に23年度新規事業の追加による文言、文章等の追加とあり、説明の方は計画参考資料により詳しく受けております。

その中で、この一番になったが、ページ、12ページになります。産業振興の方針ということであり、シンボルプロジェクト、黒潮印という、この黒潮印ということの商標にかんするところで、まあちょっと意見として出たのが、本当に使えるか使えないか。それを商標として出せるか出せんかというところの意見がありまして、もしほんとに使えるもんならば、いつまでもそのネーミングに固執せずに、新たなものを見つけるべきではないかという、検討していかなければいけないんじゃないかという意見がありました。けど、これは新しくできた事業の追加事項でしたので、委員会全会一致で可決と決まりました。

これで一応、報告を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西村君。

3番（西村将伸君）

委員長にお伺いしますけれども、これは議案提案のときに質疑した方が良かったかも分かりませんが、ちょうど委員長の方が先ほど説明されましたので、2点だけお伺いします。

これ歳入のうちで、決算の。

（森総務常任委員長から「決算、歳入ですか」との発言あり）

はい。

（森総務常任委員長から「何ページですかね」との発言あり）

ページ数は14ページ。

1款3項ですか、軽自動車税の14ページ、一番下。

（森総務常任委員長から「はい、分かりました」との発言あり）

その中の不納欠損のことでちょっと議論になった、あの税のね。そのことでちょっとお聞きしますけれども。

この自動車税というのは、その自動車を持つということは、当然、取得税とか重量税とかいろんなもの払うて、その自分が車を持つわけですし、その担税能力があると、そんなものがあるとしたもんですけれども、まあ、この決算書見ても、重量税なんかはほとんど不納欠損なくてですね。

それと、私ちょっと問題に思うのは、この21年度の決算のとき、去年ですけれども。そのときに、欠損処分理由がその時効によって消滅するとしたら、昨年の21年度の決算ではですね、一部時効中断の解釈に誤りがあり不納欠損となった事例があったと。この事例を教訓に、未納対象者から誓約書の提出を求めて時効中断の措置を実施していると、こううたっているわけですが。

そういったことも含めてですね委員会で話し合われたと思うのですが、そのへんは税務の方からどんなご意見があったかどうか、そのことが1点と。

もう1つ、これ。ああ、ええか。歳出のことです。これは、歳出のページ数96です。

(森総務常任委員長から「96」との発言あり)

はい。選挙費のところです。

2款4項1目なる。

(森総務常任委員長から「91ですか」との発言あり)

96です。

(森総務常任委員長から「96」との発言あり)

ええ。委員長が報告された、その。

(森総務常任委員長から「研修費」との発言あり)

いやいや、選挙費。

(森総務常任委員長から「選挙費言うたが、ごめんなさい」との発言あり)

選挙費です。

(森総務常任委員長から「研修いうて聞こえたもんで、すいませんです」との発言あり)

あの選挙人名簿のことが議論になったというのがです。

(森総務常任委員長から「はい」との発言あり)

これなんかも国の、国というよりも個人情報ということで、その保護法の問題になったというがですけども。その中で、これはこういうことがその議論されたかどうか分かりますけども、国に順ずることであるといわれるがもええがですけども、こういうその選挙人名簿というのがはですね、これは今回の一般質問でも随分みんなが出されました、その災害の問題。そんなこと言うても、東北地方のことを考えると被災された方の名簿、そういったものがなかなかその個人情報のことで出せれんと。

私、地方のこういう自治体はですね、やっぱり柔軟に、国に順ずるも結構ながですけど、ほんとに末端にあるこの町ではそんなことがほんとに必要ながですよ。ほんとに選挙人名簿を含めですね、そんなことも恐らく議論されたがと思うんですけども。

その2点のことについて。はい、質問します。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

確かにその未収の所で、軽四ではないですけど、まあ全体的な、細かくここがどうのこうのというような議論じゃなくて、全体的に多いというような形で。

まあ特に、西村議員が言われるように、これ町民税の中の方で固定資産税の中ですけど、これは完全に町に直接入ってくる税収ですので一番大きいところでございますが。そういう細かな質問はなかったがですけど、いわゆるその個人的に倒産とか、法人の倒産とかというようなことで、固定資産税とかいうものへのそういう不納欠損とか、その滞納額が増加しておるように説明は受けております。

そういうことかしらんやってない、深く突っ込んで去年のというような比較の議論はなされたような記憶はありませんので。

それから97ページの方ですけど、やはりある議員さんから、選挙人の所へすべてはがき出せと。はがき出してオーケー取って、それを集計してもらって、それでええ言うたら。来んとはどうします言うたら、来んとはオーケーと見なしたらええじゃいかというような話も意見も出ておりましたけど。やはり役場としては、やはりもう出すなというような意見が住民から来た場合に、なせ出したと言われたときの責任追及になってくる部分もあるし、やはり選挙人全員がいいですと言うた場合だったら、それを盾にして皆さんに出せるんです

けど。やはりその誰か1人でも拒否があった場合に、そこだけ黒塗りで出すわけにもいかないので、今のところ国の法律に順じて、お出しすることができませんという説明でありました。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

2番（下村勝幸君）

すいません。ちょっと1点だけ確認させていただきます。

議会のですね、ちょっと監査委員の立場からちょっと聞きたいことがありましたので、その点だけ教えてください。

27ページの決算のあの報告。これは農林水産使用料のところの不納欠損のですね処理方法についての議論があったということで、で、基本的にですね、まあ監査委員からの立場からすれば、その不納欠損というのはもうよっぽどなことがない限りすべきものでもないし、その法律的にもですね、その内容的にも見て、もうこれは確かに仕方がないというところで不納欠損をするというときは、まあ自分たち監査委員としてもですね、もうこれは致し方ないということでやるべきもんだと、僕はそういうふうに認識をしています。

そうした議論の中で、先ほどまあこの使用料についてですね、もうこれは不納欠損でというお話をその委員会の方で、まあされたということがあったそうなんです。

そのときのですね、その町の見解をですね、ちょっと参考のためにちょっとお聞きしたいと思うんですけど、どういうふうに町はですね、そのことに対して答えられたのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

まあ、この2つにつきましては、もう既に経営者が死亡なされてるということがありますので、そういうことを踏まえて委員会の方からは、当然、親族の方から財産放棄を受けた場合には、もう完全に入る余地のないものになりますので、いつまでもその滞納とか未収額が膨れるということもいかんぞという意見でありましたけど。

まあ委員の方からは、まあそういうように法律調べて入るべきではないかというような意見がありましたけど。ちょっと記憶があいまいなですけど、執行部の方からは、はい、します、というような返事はあったようには記憶しませんけど、まあ考えて、そういう手続きのことも範囲の中でというような意見はあったけど、法的いうか、その手順を踏みますというような明確な意見はお聞きしておりません。私は記憶にないのですいません、それは。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

（森総務常任委員長より「これで一遍帰る。44になったら」との発言あり）

いや、44はもう後ですから。

（森総務常任委員長より「はい、分かりました」との発言あり）

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

それでは、産業建設常任委員会の審査の結果をご報告させていただきます。

議運の委員長からも簡単にやれというような天の声をいただきましたので、今回は簡単にやらさせていただきますので、よろしくお願ひします。

9月13日から9月15日まで第2会議室におきまして、委員全員の出席の上、町長以下、担当課長のご出席をいただきまして慎重に審査をさせていただきました。

その審査の開始に当たりまして監査委員さんにお越しいただき、水道の決算についてご報告をいただきました。その大体、本会議場でも監査委員さんのご意見を頂戴したわけですが、なお、水道会計というのは企業会計でございまして、我々が普段使っております単式簿記ではございませんので、あえてそのへんのこともございましてお聞きしたわけですが、

まあ監査委員さんの声はですね、まあ従来は、その整備促進から、過疎、少子化、高齢化の方向にあり、安全安心は当然のことで住民負担の軽減を図ることと。財務計画を作成し、経営努力をした後、住民に負担を求めなさい。

あとですね、借入金が固定資産になっておりまして、なかなかその経営資金、減価償却と、もうけしかない。このままいったらですね、数年後には運転資金が足りなくなるので、加入促進だけでなく、健全な財政運営となるよう経営を見直さなければならないということがお話の概要でございました。

続きましてですね、まず付託をいただきました議案でございまして、議案第23号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設に係る指定管理者の指定について、これは原案可決でございます。特筆する意見などございませんでした。

それから議案第24号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定について、これも原案可決でございます。

それから議案第25号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定について、これは原案可決でございます。

それから議案第26号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定について、これも原案可決でございます。

議案第27号、黒潮町観光推進事業休憩施設に係る指定管理者の指定について、これも原案可決でございます。

議案第28号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について、これも原案可決でございます。

これらもですね、一応決算書、それから業務執行報告書などを併用、それら資料に基づいて報告をさせていただいております。

それです、あと議案第29号、平成22年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について、カッコ歳出のうち、5款、6款、7款、8款、11款、これは原案認定でございます。

意見は種々ございましたが、基本的には事業計画に記載されておりますので、それに基づいて答弁をいただきました。

その中でもですね、まあ特筆することは、ハード事業と言われるものについては、まあ大体、後から行って目に見えるわけですが、属に言う、そのソフトと言われるものですね、これはですね目に見えない、まあ出張旅費とか研修旅費、その他そういうもろもろの、営業に出向いたための費用とか、そういったものは目に見えないわけですが、これらを目に見えるようにすべき努力が必要ではないかということもございまして、なかなかこれは名案がございませんので、これからの行政課題として取り組んでいただきたいなあと、

このように考えております。

それで、今言いました 29 号はですね、原案認定すべきものでございます。

それから議案第 38 号、平成 22 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これも原案認定でございますが、これにつきましてはですね、一般会計からの繰り出しがまあ大変多うございます。毎年、こう恒常的にやっておるということで、そのことにつきましてはですね、まあ質疑の中で町長からも、これは経営の在り方をまあ今後検討していきたいと。できれば、その経営を変えることによる収支計算がどうなるのか、そういう試算をしてみたいという答弁をいただいております。

それからですね、議案第 39 号ですね、平成 22 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これも原案認定でございますが、これにつきましても一般会計からの繰り出しが毎年行われておりますので、これも先ほどの議案第 38 号ですかね、それと同じく、経営の在り方について検討しますという答弁をいただいております。

それからですね、議案第 41 号、平成 22 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について、これも原案認定でございますが、これもですね、先ほど監査委員さんのお話を報告をさせていただきましたが、業務執行報告書により、まあ併せて審査を進めてまいっております。これらも、やはり経営の健全化に努めないけませんねえという意見の中で終わっております。

それから、次、議案 50 号でええがです。

(議長から「そうです」との発言あり)

失礼しました。議案題 50 号です。

平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、これも原案可決でございます。

事業の促進を進めるということで、拡張工事を行う。投資は続けていかなければならない。しかし、償却費などは増える一方であるということでございますが、引き続き拡張整備を進めていくということでございます。

それから議案第 51 号、字区域の変更について、これも原案可決でございます。これは高規格道路の延伸により、移転対象者、若者向けの住宅造成を起因とするものでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

議長 (山本久夫君)

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

下村君。

2 番 (下村勝幸君)

すいません。また 1 個だけちょっと教えてほしいんですが。

農集のですね今のお話の中で、私が産業建設常任委員長をやっているときも、この問題については大変ちょっと悩んだというか苦しんだ思いがあるんですが。

その中でですね、町長側の方から、その経営形態を変えたいとか、経営の在り方を変えたいというお話があったということなんですけど、具体的にですね、じゃあどういふふうにこれを変えたいと言ってるのか、どんな感じに今後やりたいかっていう、そういうお話はあったんでしょうか。

議長 (山本久夫君)

委員長。

産業建設常任委員長 (矢野昭三君)

経営を変えたいとは、私は申し上げておりません。検討したい。変えるとは言い切っていない。

それはどういうことか言いますと、比較計算ですね。こういうやり方すれば、こういうお金になるであろう。現在と比較してですよ。現在のままいったらこうなると、やり方こう変えたらこうなる、そういった試算をしてみる必要があるんだということでございます。

まあ、これはほんとにね、どういうふうに進めていいのかわかりにくいことではございますが、町長も相当悩んでおるといふ中ではございますね、どうすればいいのかわかりにくい。これは、やっぱりいろんなあれこれ考えてみて、試算をしてみても、じゃあこういうものがいいなあという段階ではございますね、また議会の方へ問題を投げ掛けていただいて、より良い結論を見いだしていくというのが道であろうかと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

それでは、教育厚生常任委員会の報告を致します。

教育厚生常任委員会に付託されました議案は16議案で、付託表にありますのでご確認ください。

審査の結果を報告致します。

去る、9月13日午後3時30分より午後5時まで、9月14日午前9時より午前10時30分まで、途中休憩を挟みまして、午後1時半より午後5時までの2日間、常任委員全員5名出席の上、議員控室と保健福祉センターの健康づくり推進室において、副町長、各担当課長、教育長、教育次長の出席の上、慎重に審査を致しました。

審査の内容で議論されました主なもの、議論とまではいかななくても委員より質問が出され、内容がより深められた主なものなどを報告します。内容によっては本会議と重複する点もあるかと思いますが、なるべくその点は省いていきますが、ご了承をお願いします。

なお、教育厚生常任委員会に付託されました全議案は、全会一致で認定可決されるものと決しました。

それでは、議案第29号から入っていきます。

第29号、黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について、教育厚生常任委員会は、3款、4款、10款の付託です。

3款民生費ですが、民生費については主に議員の中からですね、まあ大体が制度説明とか、これはどのような内容か、また、どういう人数がどうでというようなものが主に多くてですね、これは業務執行報告書にありますということで、あまり大きな問題はありませんでした。本会議以上のものはあまりありませんでした。

続いて、4款の衛生費に入ります。

これも大体、制度説明を受けるというような内容が多くて、業務執行報告書を照らし合わせながらの審議になりました。その中でちょっと2つぐらいですが、129ページ開けてください。

大変大きなことではないんですけど、129ページですね繰越明許費、下の方に300万円とあります。これはですね、社協が耐震検査をしたんですけど、これが繰越明許になりました、この年度にはやれなかった。でも今は、もう間もなく事業が終わるといふことで、まあ安心して社協の方にもですね、建物は安心した建物

になるということです。

次にですね、137 ページ開けてください。

137 ページ、備考欄の方が見やすいので、それをいきますけども。負担金補助及び交付金の所ですね、備考欄の真ん中よりちょっと下になりますが、負担金の所。負担金、補助交付金ですね。合併浄化槽設置整備事業補助金というので1,129万4,000円あります。これは、この年度に30基設置されまして、これは国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1の事業費で行っているものです。

それから、その同じページの一番下の備考欄の所に土地とありまね。これは使用料及び賃借料ですが、土地135万2,160円。これは佐賀診療所に土地代として支払ってるんですけども、先生が全額寄付という形で返してくれているそうです。

衛生費について大きく問題になるところはありませんでした。

続いて、10款教育費に移ります。199 ページを開けてください。

199 ページ、備考欄でいきますと一番上の欄ですが、よろしいですか。三浦小学校校舎耐力度調査委託費220万5,000円。それから、佐賀中学校屋内運動場耐力度調査委託199万5,000円。この耐力度調査をまあ委託したお金はここへ計上されてるんですが、耐力度調査っていうのは、その建物が構造上もう安全かどうか、持ちこたえられるかということの調査なんだそうです。三浦小学校も佐賀中学校も建て替えが、もう改築されておりますけども、三浦小学校も始まりますが、なかなか学校の補助金っていうのは補助率が悪いんだそうです。それで、教育委員会の方でも職員さんが非常に頑張ってくれて、何か補助金の受けれる方法はないかということで、ずっと探していたそうなんです。それで耐力度調査を委託しましたら、それへ該当するという事になって、結果的にですね、三浦小学校、佐賀の屋内運動場、両方併せまして、ここに、まあ決算書にはもちろん出ておりませんが、約1億9,000万円の補助が出ることになったという、大変ですね教育委員会頑張ってくれたということなので、ここで報告しておきたいと思います。

それから次のページ、201 ページ。備考欄の一番下の欄の修繕料という所があります。331万1,448円。これは毎年ですね、学校でもいろいろ傷む所がありますので、これは小学校の分ですけども、こういう修繕料が決算として挙がってきましたが、これは例年並みですかと言ったら、大体これぐらいですね。まあ小学校9校ありますから、大体これぐらいだという答弁でした。

教育費についてはそれで終わります。

これで一般会計の決算については終わります。

次に、特別会計の方に移ります。

議案第30号、住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算についてです。これはですね本会議でも説明がありましたが、もう資金の貸し付けによるもので回収のみの事業です。235 ページを開けてください。

ここで一番問題になってるのは収入未済額です。一番下の欄にです、収入未済額の欄にある数字ですね、8,889万1,916円というお金がまあ未済として、毎年これに近い金額が残っていつてるんです。で、今年度は、本会議でも説明ありましたが、まあ前年度より65万8,000円は減少しているけども、まあ、なお一層の努力が求められると、まあ監査委員さんからも意見がありました。

で、この収入未済の方はですね、44人いるそうです。そして、その中の14名は計画通り、まあ幾らかずつでも払ってくれてるそうです。で、30人は分割納付。で、全く払ってない人もいるということでした。で、今年完納した方が2名はいる。まあ、そういうことですが、なかなかこの収入未済額が減っていかない。競売に掛けるのを以前あったんですけど、まあなかなかそういうところも行っていないということで、まあ今後問題を残している決算です。

続きまして、31号に移ります。宮川奨学資金特別会計です。253ページ見てください。

収入未済額で273万5,800円というのがありますが、これもですね、まあ奨学資金ですから、ほんとは収入未済があつては困るんですけども、まあ時代がなかなか厳しいということでもあります。支払ってない未済者はですね、21年度が15人で、22年度は12人でしたから、減ってはいる。減ってはいるんですけども、前年度より90万円増加してるという説明がありました。これもなかなか大変なことなんですけども、決算としてはまあ認定はしております。

続きまして議案第33号、国民健康保険事業特別会計ですが、これは283ページ、不納欠損があります。不納欠損の186万1,472円。不納欠損するのはもうよっぽどのことでないとやらないんだっていうのを、監査委員のうちの委員がおっしゃってございましたけども。ここで説明があつたのはですね、21年度からまあ調査をして、その中でですね、所在が不明の人14人、それから死亡をした人3人、まあその他という人が1人おりますけど、それで不納欠損をしたという説明を受けております。

それから、その隣の収入未済額ですが、これは6,444万8,859円、これも大きな問題ですが。これもですね、監査委員さんの意見あつたかどうか忘れましたが。ああ、ありましたね。生活は厳しいが、一層の努力が必要だという意見が本会議でもありました。

戸別訪問なんかをして徴収に行ってるのかっていう、委員の中で質問がありました。まあ戸別訪問をすると、まあ相手が留守だったりね。いきなり行ったら留守だった。それで、こちらが通知して行くと、まあ相手はいないわけですから効率が悪いので、まあ書面でやってると。で、職員さんもなお一層努力をしますんでよろしく願いますということで説明がありました。

これで33号は終わります。

あとですね、34号は直診ですね。34号、国民健康保険直診特別会計、これは大きな問題はありませんでした。

それから35号、黒潮町老人保健事業特別会計。これも、決算では大きな問題はありません。

それから36号、介護保険事業特別会計の決算では、大きな問題があつたわけではないんですが、ここで説明受けたのは、まあ介護を認定される方がこの年も920人になって、前年度より69人増えたということで、まあどんどん介護、増える人が増えていってるという説明がありました。そのほか大きな問題はありませんでした。

37、黒潮町介護サービス事業特別会計については大きな問題はありませんでした。

40号ですね、後期高齢者医療保険事業特別会計についても、ほとんど前年度並みということで問題はありませんでした。

これで決算については終わります。

続きまして議案題43号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例について。これは、老人保健事業が廃止されるのに伴いまして制度を改正するものですので大きな問題はありませんでした。

45号に移ります。今度は補正の方に入ります。

議案第45号、宮川奨学資金特別会計です。

これは申し込みが多かったので、まあ補正になつたということで本会議でも質問がありましたが、3月に大体申請はやるわけですから分かるのに、どうしてこの9月議会で補正なんだというお話でした、本会議でも。

で、30人予定をして、大体ちょっと枠を多く取ってるんですけども、実際には39人の申し込みがあつた。それで、6月議会で補正を出してもよかったんですけど、まあ貸し付けは4月と10月にしてるので、まあ9月でも間に合うだろうということで9月の補正になつたという説明です。

続きまして46号、国民健康保険事業特別会計補正予算です。これは主に精算によるもので、問題はありません。

47号、国民健康保険直診特別会計ですけど、これも大きな問題はありません。

48号、介護保険事業特別会計補正予算。これも大きな問題はないんですが、1点だけ本会議でも言われましたので、この介護保険の所の9ページですね。ここですね、総務費の一般管理費の中で、補助交付金で1,425万8,000円という補正挙がりましたが、これは本会議で説明があったように、出口病院が今まで一般病床もあったんですけど、それがなくなって、今度、介護保険施設に変わると。そのための工事をするお金で、これは全部、国、県の補助で、まあ町から出すお金ではないんですが、出口病院というのは、まあ大方地区では特に利用者も多くて、まあ関係が深いんじゃないかなと思います。それで、通院は今までどおり可能であるそうです。

この議案でも、あと大きな問題はありませんでした。

これで補正については終わります。

議案第52号、訴えの提起について。これは議案書34ページですね。

これは本会議でも説明がありましたけども、不正な手段により指定を受けたということで、不正な手段ってというのが、まあ人数が最初から違ってた。まあ職員の配置基準が違ったというような、登録内容に虚偽の申請があって、まあそれを県の方が指導したんだけど、なかなか直らなかった。そのまま置いてたら、不正をまあそのまま町として認めることになるので提訴をしたという説明が、まあ本会議と変わりませんけどありまして、教育厚生常任委員会ではこれを認めることと致しました。

これで終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 56分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

初めに、議案第23号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

反対討論ございませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第23号の討論を終わります。

次に、議案第 24 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 24 号の討論を終わります。

次に、議案第 25 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 25 号の討論を終わります。

次に、議案第 26 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 26 号の討論を終わります。

次に、議案第 27 号、黒潮町観光推進事業休憩施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 27 号の討論を終わります。

次に、議案第 28 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 28 号の討論を終わります。

次に、議案第 29 号、平成 22 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 29 号の討論を終わります。

次に、議案第 30 号、平成 22 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 30 号の討論を終わります。

次に、議案第 31 号、平成 22 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 31 号の討論を終わります。

次に、議案第 32 号、平成 22 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 32 号の討論を終わります。

次に、議案第 33 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 33 号の討論を終わります。

次に、議案第 34 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 34 号の討論を終わります。

次に、議案第 35 号、平成 22 年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 35 号の討論を終わります。

次に、議案第 36 号、平成 22 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はございませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 36 号の討論を終わります。

次に、議案第 37 号、平成 22 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 37 号の討論を終わります。

次に、議案第 38 号、平成 22 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 38 号の討論を終わります。

次に、議案第 39 号、平成 22 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 39 号の討論を終わります。

次に、議案第 40 号、平成 22 年度後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はあ

りませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 40 号の討論を終わります。

次に、議案第 41 号、平成 22 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 41 号の討論を終わります。

次に、議案第 42 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 45 号、平成 23 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 47 号の討論を終わります。

次に、議案第 48 号、平成 23 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 48 号の討論を終わります。

次に、議案第 49 号、平成 23 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、宇区域の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 51 号の討論を終わります。

次に、議案第 52 号、訴えの提起についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号、熊野浦辺地に係る総合整備計画の策定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 54 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 54 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 23 号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設に係る指定管理者の指定についての採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、黒潮町観光推進事業休憩施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、平成 22 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 30 号、平成 22 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 31 号、平成 22 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 32 号、平成 22 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 33 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 34 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 35 号、平成 22 年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 36 号、平成 22 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 37 号、平成 22 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 38 号、平成 22 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 39 号、平成 22 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 40 号、平成 22 年度後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 41 号、平成 22 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 42 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、平成 23 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、平成 23 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、平成 23 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、字区域の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、訴えの提起についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、熊野浦辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

この際、2 時 10 分まで休憩します。

休 憩 13 時 55 分

再 開 14 時 15 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議案第 44 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算についてを議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

総務常任委員会から今回の黒潮町一般会計予算、23年度の補正5号についての報告を致します。

あまり歳入の方につきましては、23年度、もっとこれは国庫補助金、地方交付税とありますけど、補正で挙がってきた分もありますけど、さしたるあれはなく済んだというように記憶しております。

14ページ、12、分担金及び負担金の所では、がけくずれ住家防災対策費で625万挙がってきておりますが、個人の負担というのは費用額の25パーセントが個人負担になるというあれで、これそのもんは個人の負担分を挙げてるとは聞いておりません。

国庫補助金の方で主立ったものは、15ページ、5目の土木費国庫補助金の方ですが、補正で3,055万が減額ということになっておりますが、これは活力創出基盤整備総合交付金を予定しておりましたが、町道整備の交付金を当て込んでおりましたが、事業が今回認めてもらえなかったために、補正で削除しております。

そして7目の方の教育費国庫補助金の方ですが、ここに挙げております、三浦小学校と佐賀中学校の体育館、1節、2節に挙がっておりますものは、補助の見通しがなかったものが、何か教育厚生の方からもありましたが、教育委員会の方が頑張った結果、補助がついたということだと思っておりますが、補助がついたということで、ここに1億6,939万円の補正額を挙げております。

出の方に変わらしていただきます。

総務費の方で、14目、そして13節の委託料の所で、これを削減とあれがありますが、削減につきましては、先の庁舎の予定のあれが変わったことによる、場所が移動したことによる、先につけていた予算の削減額であります。新たにスケン谷の方に用地測量と造成設計の委託がついております。

ここでは、いろいろな議論がありまして、やはり表明と同時に予算が挙がっているとか、それから、やはりもうちょっと議会の方とかということでありまして、ここにつきましては、皆さまのお手元に付帯決議として添えております。で、内容はここを読んでいただいたら分かると思いますが、おおむね予算は認めますけど、造成設計に掛かるときまでは慎重にすることと、議会と、それから特別委員会等の間での綿密な話し合いを、報告、議論をするという、まあこちらの方に詳しく書いておりますので、こちらを参考にしてください。

あと、主立ったところと致しましては、やはり9款の消防費の方で、先のあれでも説明を致しましたが、やはり庁舎の方の、新しい消防庁舎の造成に対する負担金1,100万。ここでやはり言ったように、かさ上げ等の意見が出てきたことは朝のあれでお示ししましたので省きます。

それと、下の31ページ、19節負担金補助及び交付金という所で、この中にちょっと金額はこまいですが、コミュニティ助成事業補助金、馬荷地区の200万がついておりますが、これについてすべて3セットという、3台とか、3点とかいうことがありましたが、馬荷地区は、下馬荷、中馬荷、福堂という、元来あった3集落が1つになって馬荷になっております。で、それぞれの地区に集会所が、下馬荷にもある、中馬荷にも福堂にもそれぞれの集会所を持ってありますし、それぞれの集落が形成されてますので、この200万の中で救助工具セット3セットというのは、おのおの3つの所に置くため。それから、すべて置くりヤカーにしろ、発電機にしろ、3台というのはそういう内訳で購入というように説明を受けております。

耐震についても補正で5戸分を追加。木造の耐震改修設計についても5戸分を追加というように、まあ耐震に対するあれをつけたということで報告を受けております。

以上、総務常任委員会の方の報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本さん。

4 番 (坂本あやさん)

今ありました委員長報告なんですけれども、15 ページの歳入の部分ですけれども。

委員長、今ご報告いただきました、15 ページの5の土木費国庫補助金の説明の部分なんですけれども、この部分は確か財源組替だったと思うんですが、今何か、道路の事業費が落ちたので減額になったというような説明をいただきましたが、ちょっとこう私どもの説明を受けたものと違いがあるのではないかと思うんですが、ご確認をいただけたらと思います。

議長 (山本久夫君)

委員長。

総務常任委員長 (森 治史君)

私の方が受けた方の説明と食い違いいうがやけど、私はこれというような説明を受けており、そういうように聞いておるといように記憶しておりますが。

いわゆる事業費が、いうたら最初1億何千万かのこうあれやったけど、それが町道の整備交付金という事業が認定にならざったということ。事業が認定にならざったというような表現ですが、そういうように私は受け取っております、説明を。はい。

議長 (山本久夫君)

坂本さん。

4 番 (坂本あやさん)

すいません。大変申し訳ないのですが、ちょっと誤解があっちはいけないのでご確認いただきたいのですが。

28 ページですね、8の土木費の部分にですね、2目に出てきているのが委員長がご説明になった社会資本整備分の減額分だと思います。それは財源組替で、国、県の支出金を地方債と一般財源に財源組替をしたということだと思うので、こちらでいいのではないかと思うのですけれども。

議長 (山本久夫君)

委員長。

総務常任委員長 (森 治史君)

私の方が受けた説明はそのように受けたもので、それを財源組替にしたとかというような説明があればそのように控えてると思いますが、それは、財源組替というよりも、そのような説明かしらん受けてなかったもので。

それで、土木費の方での、出の方での説明を受けてなかったもので、ここのやりとりだけのところで、入の方のやりとりで、その財源組替というような形という説明は私は受けた記憶がないので。誠に申し訳ないですけど、総務委員会の方では入の方であったけど、入のそれが、これが落ちた分をほかで補てんしたというような説明までは至ってなかった、総務委員会の落ち度かもしれませんけど、そこまでのあれを受けたような記憶が私の方にありませんので。はい、すいません。

(議長から「委員長、もしよろしかったら執行部にちょっと聞いてですね、委員長から答えてもろうて構いませんのでね」との発言あり)

はい。

よろしいでしょうか。今、確認取りましたけど、かまんというお許しいたいで。

で、やはり総務委員会の方では入が減ったということだけしかやってないので、その説明かしらんやはりして

ないということで確認取りました。

そして、出の方では、その財源をほかから持ってきたという説明をしたから、いわゆる総務委員会の説明はこれでよいという指摘ですので。入が減ったという説明しかしてないので、それをどこから補うという説明まで私は聞いてなかったし、また総務課長もそれでええと、そういう説明してないということです。

それで、入と出のときの説明の違いということで、今ご指摘受けましたので、報告させていただきます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

それでは、議案第44号についてご報告を致します。

まず、雇用対策については、5款ですね、緊急雇用重点追加分の予算であります。で、委託料は、データ分析、チラシ、登記の対策、アンケートなどを行うというものでございます。

それから6款ですね、農林水産業費。これは、集落営農補助金、25ページの19の負担金補助及び交付金でございます。これは、80万7,000円のうちですね、環境保全型農業の直接払い、集落営農を支援するもの。それから、中山間地域集落営農とございますが、これなども、あぜ塗りする機械とか、無農薬で水稻栽培する。あるいは冷蔵庫、予冷库だと思うんですが、貯蔵庫などに対する支援を行うというものでございます。

それから、農地費。次のページ行きます、26ページでございますが、99万8,000円。これは、農地、水保全で、水路、道路管理を行う団体、5年間ですが、共同活動する団体に支援をしていくと。上分、伊田、ほか6カ所というようにお聞きしました。

それから6目の地域農業の件は、これは不破原地区の水路のゲートの改修でございまして、木製のものから鉄製のハンドル操作によるものへ切り替えていくということでございました。

それからですね、林業に対する支援につきましては353万でございますが、これは経営計画、山の境界の間伐、それから作業道。そういったものに対する財政支援というようにお聞きしております。

それから水産の方へいきましたら、これは船のエンジンリースでございまして、1,333万のうちですね500万分についてはエンジンのリース。これは本会議でも説明があったと思うんですが、まあ町6分の1、県6分の1、残りが受益者負担と、このようになっておりますが、そういったエンジンの積み替えするための支援であると。

それから、その次ですね。次の支援について、まあ大敷の方へトラックとか、あるいは伊田の方には滅菌器、そういったものの支援していくということでございます。

それから、西南大規模公園については計画が決まったので、まあ、それに合わせる予算措置というようにお聞きしてございます。

それから観光の方はですね、観光ポスター。A1サイズというようにお聞きしておりますが、一辺が84センチ掛ける64センチというようにお聞きしておりますが、まあ自分たちで頑張ってみようというお話でございました。

それから、次へ行きます、産業推進費ですね、その部分でございますが。これはあれですか、後回しということになります。経過は今やるんですか。

(議長から「いや、今やる」との発言あり)

はい。

この部分です、まず最初にここで我々委員会が取り上げてまいりましたのは、今まで全部、執行部からの提案についてはすべて認めてきた経過がございます。22年の過疎計画以来、こんにちまで一つも議会の方から注文をつけたとか、あるいは修正をしたとかいうことはございません。ただ、言ったのは、もっと頑張るやらないかんぜよ。そういう意見は付けておりました。

ところで、この、多分お手元にあると思うんですが、その過疎計画についてもですね、その中の記述、特産協にかんするものにつきましては、3カ所、4カ所ぐらい記述がなされております。

で、これらもですね、公的組織である黒潮町特産品開発推進協議会を法人化し、地域産業の推進母体となるように育成を行うことで、地域製品の加工、販売の推進エンジンとする。官民一体となった産業振興を推進させ、地域での雇用を創出することで、集落の維持および活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現は図られるということで、これ、そのまま議決をしております。従いまして、執行部においては、このとおり執行がなされておるはずでございます。

ところがですね、この予算の説明をいただいた折に、これ過日の議員協議会でございますが、新会社設立にかんする説明資料というものを、これはいただいております。その中を見ますとですね、特定のその会社の名前、あるいは法人の名前などが挙がっておりまして、引受総価格、出資構成などというものが明確に示されております。

この議会は町長が提出する議案、資料に基づいて審査し、その可否を決定する、そういう役割を果たすことはご承知のとおりでございますが、(こういったことが、)まあ私、この前に説明はいただいて、これは委員会の中でもですね、ちょっとこれは行き過ぎじゃないですかと。まあ立場をよく考えて、相手の立場になって考えればすぐ分かることで、これは相手に対してもですね大変な、人格をね否定するようなやり方になるので、意見の中でも、下話がこれは要りますよという意見も出てきたわけでございます。

それで、まあこれ自体は取り下げすると、この資料撤回するというお話もなかったわけございまして、議員協議会自体も、これは原則公開でございます。だから、この資料がどこへどんなに回っていても、もう止めることができない。そういうことでございますので、この委員会としたりこれは問題だなあとということで指摘も申しましたが、撤回するというお話はなかったわけでございます。基本的に産業振興はしなくてはならないということは、過疎計画の議決を見るまでもなく、当町にとって大変な問題ではございます。

で、3月議会に出てきた議案はそのまま認めて、この間6月議会に出てきたものそのまま認めております。その中で、確か補助金だったかと思うけど、1つ減額の補正が出てきた分につきましては、それはそれで認めております。

そういう中で、金がない、資金繰りがどうもまくいかないというような説明がございましたので、手元に頂いた資料は何もないわけでございます。その中で、まあ議事を進めて、委員会を進めていったわけでございますが、その6月のときを振り返ってみてもですね、県がこの事業を進めるについて、来年の3月までにはよう済まさん。東日本のあのような状態の中ではよう済まさんという話もあったということで、東日本の状態を見ながら話をした中で、なかなか先の見通しがつかないということで、6月ではその予算も落としていった。三角、減額した経過がございます。

そのときも、そういうようなことではいかんと。町が必要性を認めてやるという、決めた事業については何が何でもやり抜かないかんじゃないかという、委員会の中でした激励をしてまいったけれども、やはりできないということでございましたので、それは減額したという経過がございます。

で、このたびも、そのお金がなかなかやりくりがつかないというようにお話いただいたんですが、まあ今まですべてのものを基本的には認めてきた経過の中で、経営の心配とかいうものは一つも説明がございませんでした。それほど金がないがやったら6月に減額したらいかんという部分も私はあったんじゃないかなあと、そう考えながら、委員会の中でお話をお聞きしたわけでございます。

で、その6月議会のときのことを今回の委員会の中で確認しますと、特産協の売上げが平成23年度2,500万、24年度3,700万、25年度4,800万、26年度が6,200万、27年度が7,400万と、このような数字をお聞きしておりましたので、よもや資金繰りがうまくいかんとかいうようなことは夢にも思ってなかったのが現実でございます。

そこでですね、質疑の中でもですね、資金不足をね今ごろ言われましても、これは後出しじゃないかと。26年までは今の組織で頑張らないかん。ほんで法人化も、今の特産協を法人化するというように我々は受け止めておった。第三セクターの説明はなかった。あるいは、町として指定管理者をどう位置付けしちゃうか。何のために6月に指定したのか。運転資金不足である旨の説明は聞いた以上、知らん顔はできない。ほんで26年で黒字見通しなら、6月の前回の計画でやるべきではないか。そういったことがございました。

で、それですね、私も最初のころの話をお聞きしよったら、その委員会の中では公益性を持たすというようにお話がございましたので、そのときには、公益法人というのは、社団、財団等がございますが、そういったことの法人化にするがかなというように思って、ちょっと頭の中を整理して思いましたけど、過日の一般質問の中では農業生産法人というようにお話も聞きましたので。

その新会社設立にかんする説明書の中へ出てきます法人の組織の中で、農業生産法人に参画できる団体法人というものは、農協と、この黒潮町。あと1つ、もしかして黒糖組合が参加できるかどうか、ちょっと私もそこまで詰めたことは勉強しておりませんが、調べておりませんが。ほかは農地法第2条を見る限り、なかなかこれは難しいなあというように考えております。

従いまして、私は議会へ提案する以上、正確な情報、正確な資料を提出していただかないと、これはなかなか判断が難しい。そのようになってくるわけでございます。

それですね、今までずっと黒潮町、合併する前からいろんな形の事業を起こしておりますので、当然必要があつて起こしておりますが、それらの反省も踏まえてですね、これはしっかり足元を固めていって、その上で私はこういったような提案をしていただきたいなあ。そう思うわけでございます。

それで、その委員会の中の討論の意見の中ではですね、まあ検討委員会の案を出すだけの予算だから認めてもよいやないかという意見もございましたが、まあ、一度この決算をやってみて、それでも遅くないと。そのときに一度決算を出していただいて、それで、どうも具合が悪いところが分かりますので、そのときに改善するための組織を検討しても遅くはないんじゃないかということで話を進めてまいったわけでございます。特産協は引き続き育成は続けなあいけませんので、続けること。それから、一度決算を見ることと集約しております。

ほんで委員会としましては、これは修正すると、予算修正ということで評決致しました。

これが、この部分のあらましでございます。

それから次にですね、次は港湾の方でございますが、過日、上川口港では立派な公園ができて、落成していますか、開園式が行われたわけで、地元の皆さんのお力をいただいてできたわけでございますが。

あとですね、小学生のビーチボール大会、12月にはモンゴルの青年との交流、それから、おさかな祭り、浜辺のマーケットなどを計画しておると。この三角の予算ではございますが、組み替えによってそういうことに取り組んでいきたいということでございます。

それから、早咲田の口線、町道ですね。これは現道、ちょうど3メートルでございますが、それを9メートルにしていくと、4メートルは国土交通省の方でやっていただくと、余分に。やっていただいて、残り歩道とか何とかございますので、トータルで9メートル、幅でやるというようにお聞きしております。

それから30ページ、住宅費。これは、委託料はですね、王迎と、それから錦野団地に、錦野が5戸、それから王迎が8戸、そういった対策を講じなければならない住宅があるということでございます。

それで、最後のところではございますが、災害復旧費につきましては、これは粹取りのためという説明がございました。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西村君。

3番（西村将伸君）

委員長、この修正案についてですけども。

この議会でも、私も5年になりますけれども、ほとんどこの議会の我々議員全員が産業振興を図れと、このことに反対する人はまずおらん。その中で、産業推進室というものが出来上がってきたわけですけど。

その中で、こうして特産、私自身も付加価値を付けるような商品を作らないかと、こういったことが生きる道じゃないかということ主張してきたわけですけども、これに、私の考えに大変これはマッチしてるわけですけどもね、こういったやり方が。

それと、私この、今の委員長の説明聞きようと、何か3つのこう、すべてその今まで議案を認めてきた経過があると。そのことにも何か問題があるのかな、どうかやと、そんなふうにとったことと。

それから2つ目に、このことはその公開されるべきものであるというのがやったですけども、これは資料をいただいた中では、これ目論見書とありますよね、その商工会のあれの中に入ってますけれど。目論見書の段階でも、これは問題になるとは私は思えんわけです。

それから3つ目にですね、その協議会のときからもそうですけど、提出、出し方が悪いと、その執行部の。それで、それに対しての異議があるがやというふうには私は受け取ったわけですけども。これは議会としてもですよ、全員が、産業振興図ろう、付加価値なんか付けないかんといい考え方は、そんなにはずれはないと思うんですが、議会としての対案策。例えば、委員会で議論されたときに、その産建の委員さんで対案はこんなふうにしたらどうやと、そういったことは出されたかどうか。

それと、その1つには、この新しいものをつくるに、この最初のあれでもそうですけども、約5年間のその中期計画の中では約2千万の資金ショートするやろうと、そういった計画が出されちようがですが。実際に、売れるものを作る。それから、1つのものを、例えば黒潮町のもを1つのものを持っていて、大阪でも東京でもかまんです、売ることのしんどさ。これはね、私は商売しておってね、そんなに簡単にね、すぐに黒字になるとかどうかというようなことは、まず考えられんわけです。

ほんで、こうやってひとつはやってみて、転んでみて、また学ぶこともあると思うんですが、ひとつはそういったですね、議員同士の議論とか、議論を尽くしてこの修正案を出されたかどうか、そこを1点お聞きします。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

お答えします。

議論は致しました。

22年の過疎計画を作った段階でも、そらええねえと、そのとおりじゃ、やらないかん。そういうことで皆は賛成して、過疎計画を認めております。そのときも法人化。法人化で提案をしたから、じゃあそのとおりやってくださいよということでやっております。

まあ法人にもさまざまな種類はございますが、最初こう、まあ考え方がひとつ、議会へ出す場合はね、決めてもう出していたかかないと、議会聞くうちに、公益法人じゃろか思いよったら農業生産法人みたいな話になってきますと、なかなか議会の方もその与えられた資料の中で判断をせないかんわけですね、議会は。出てきた資料を基に審査するのが基本でございますので。それがですね揺れ動くと、これは私は困ると思います。

それで、その当然何かをせないかんというのは分かっているんですよ。だから、1回決算を見たらどうですかと、そのときに問題点を整理すればいいんだと。

だから、その今ですね、まだ6月にその。まあ3月議会でやって、まあ4月からなんですけど。この時期に、じゃあ資金繰りが悪いと、こういうお話なんですけど。資金繰りが悪いいうて一言に言われましても、その資料もないし、それは分からないんですね。で、それは、だから一度決算を見せてください、そういうことなんです。

それで、何やら分からんうちに次のこと次のことへ行ってもですね、この今までのことを考えよったら、ほいたら9月になったらまた違うこと言うかも分からんがですね。確固たるものが、その目の前にないがですよ。で、それは困ります。

町長の方は、全部資料持ちゅうがですよ。資料持ちゅうがやき。議会の方には目隠しをして、それを見せずに金がない言われましても、それは困ります。1つの商品開発をするに骨が折れるとか苦労するいうがは、それは私もずっとこう見てきてですね、特産協だけの話じゃないですよ。ずっと見てきて、大変ご苦労されゆう。それは私も承知しちよります。それは何ら否定するものではございません。必要なお金はですね、議会に対して要求すれば、それは育成せないかんということの先の議決がございまして、その方向でやっていくであらうと考えております。

確か、そのへんでしたね。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

揺れ動いたらいかんものは、揺れ動くことがあっちゃあいかん。しかし、揺れ動いたらいかんものはですね、この特産物を作ろうというときに、その目的ながですよ、揺れ動いたらいかんものは。

私はこの修正案は、法人化をするために第三セクター方式を取るが、それか、6月に出されたあの一般公募の中で、株主集めて資本金を集めるがかと。その中で、行政とかで携わってきたは分かるけど、日々課題が変わっていくがですよ。ほんで、ましてこういう事業らいうて、ほんとに来年が見えんがですよ。

ほんで、そんな中で、第三セクターのような形を取って、まず信用を売りたいと、室長がおっしゃいました。実際に、民間会社をすぐつくって、はい、売りに行きますいう。例えば、佐賀の方で私、塩の立ち上げに携わりましたけども、黒字になるまで5年かかったがですよ。物が売れんがです。これ第三セクターでやって信用あるものなら、企業も、まあ民間企業なんかそうなんですけども、取り合ってくださいよ。これは第三セクタ

一でこのことやりたいと、私はそれぐらいの意気込みがないと、逆に、民間で出資してもらって、それに毎年のように補助金を出す、そういったことの方が私は問題が大きゅうなると思う。

まず、物を作ったら売らないかんがです。お金に、対価に変えていかないかん。それをせんことには、なんぼ資金集めても、民間が集まってもですね、お金が回らざったら事業にはならんがですよ。

そのへんのこと踏まえて、もう一度すいません。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

現在は黒潮町が100パーセント、責任取っちゃうがですよ。取っていきようがですよ、今のやり方は、第三セクターというのは、これ見よつたら6割にも足らんじゃないですか、町の責任が。残りは民間が借るがですよ。

（議長から「委員長報告ですので、そのへんを踏まえて答弁をしてください」との発言あり）

いやいや、その質問がそういう質問やったから、それに答えようがですけど。

（議長から「そういうことやない」との発言あり）

（坂本議員から「委員会で話したこと」との発言あり）

ああ、なかなか、分かりました。

（議長から「経過と結果ですから」との発言あり）

なかなか、その今の質問難しいですが。

過疎計画の中、もう一度ご覧いただきたいと思いますが、これ、町が責任を取る事なんですよ、この過疎計画というのは、そうなってるんですよ。で、その中でですね6割ないですね、その資料は。

だからそれは、やはり今の方が町が力を入れているんだという考え方に立ちようがですよ、委員会は、以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

この修正案に出された予算というのはですね、検討委員会を立ち上げたいと。14万幾らでしたかね。これは、このことの立ち上げへのですね前段の話です。それを修正をするということですね、私はちょっと行き過ぎじゃないかと思って質疑をさせていただきました。

前段の話と思うのですが、そのへん委員長どうですか。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

これはですね、やはり、最初へ返りますけど、この議員協議会で出した資料いうものはすべてが公文です、これは、町長が出した、公の会に出した資料なんですよ。いかな文言を使おうとも、これは歴然たる議会へ提出した公式な文書。これは、たまたま新聞社がそこにおらただけのこと。これをいくら皆さんにお見せしても、いろんな方に見せてもですね、これは公式の文書になってくるがですよ。だから、それをまともに認めていくということは、私は黒潮町議会ですね良識を私は問われると判断したわけですね。委員会の中で考えたんですよ、それは。

だから、やはりそのへんのございますので、私は今回は取りあえず、まず、一度決算を見せてくださ

い。その中で、改善すべきことがあれば改善すればいいんだ。そのように考えました。

とにかく今の段階であれば、すべて黒潮町が100パーセントの責任を持ってやるという姿勢にすることなんですから、私はその方が力を入れておる証しであると。三セクにするというのは、4割の部分は責任逃れになると、このように私は。まあ委員長ですき、ちょっとこのあたりは難しなってくるけど、個人の演説では申し訳になったらいけません。

(西村議員から「演説はいかん」との発言あり)

まあ委員会の中ではね、そういう含みの中でやりとりをしております。

議長 (山本久夫君)

宮川君。

12番 (宮川徳光君)

第三セクターへの移行時期というのが24年の3月、4月1日やったですかね、出てましたけど。

その移行時期についての話はなかったでしょうか。

議長 (山本久夫君)

委員長。

産業建設常任委員長 (矢野昭三君)

それはちょっと私の記憶にはございませんが、あれは正確には。ただ、担当のその答弁によりますと、法人化するには1年以上かかるという答弁でございました。

従いまして、この中にあることもご質問があったようにですね、正確なものではない。初めから私が申しましておるように、議会へ出してくるときは正確な資料を出してもらわなあ困ります。これは公の場ですから、そうであろうというがでは困るがですよ、議会へ出してこられる場合は。審査のしようがなくなってくるんです。

以上です。

議長 (山本久夫君)

委員長、先ほど来から私という言葉が多く出ますが、委員長報告ですので間違わないように。

(矢野産業建設常任委員長から「はい」との発言あり)

それから質問者にもお願いします。

要は、委員長に対する質疑ですので、委員会で審議された内容とか経過とか、そういう自分の意見を添えるということはご遠慮願います。

ほかに質疑ございませんか。

宮地さん。

6番 (宮地葉子君)

今の委員長の説明の中でですね1つ聞きたかったんですけど、資金繰りがどうのこうのというのは私たちは全員協議会ではそういう話も聞いておりませんが、今初めて聞いたんですが、どういう内容で説明されたんでしょうか。

議長 (山本久夫君)

委員長。

産業建設常任委員長 (矢野昭三君)

なかなか発言の仕方が難しゅうて、じきに私と言うて困りますが、まあそれは委員長というようにお考えください。

そこをですね、私のちょっとフリーハンドでやった部分しかないもんでして、手元には。運転資金不足と、こういうことでございます。

それでね、まあ、そのような説明がございました。

だから、それは今まで聞いたこともなかったもので、私が再三言いますように、必要な金は全部認めてきたいう経過がございますので、まあこれはどういうことかなあというのが委員会の空気でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子君）

すみません。運転資金不足なので第三セクターにしたいと、そういう説明だったのでしょうか。

ちょっと意味が分かりづらいんですけど。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

そういうことです。

だから、私たちの手元には資料は何もないがです。資料なしで判断をせないかんがですね。

私たちは、出てきた資料を基に審査し結論を出していくわけでございますので、資料なしにそういうことがなされたので、なかなかまあそのへんが苦労したということでございます。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

ちょっと産業建設委員会の方が長かったもので、報告するのがもう忘れそうになりよりましたけど。

議案第 44 号、教育厚生常任委員会に付託されましたのは、3 款、4 款、10 款です。その中で、24 ページ開けてください。

24 ページ、2 目保健事業費、13 節委託料の所にですね、健康診断等、大腸がんというのがあります。41 万 1,000 円。これはですね本会議でも説明ありましたけど、新たに追加をするという説明がありましたね。これは、子宮がん、乳がんは今までも無料になってる年齢があるんです。無料になってる年齢というのはすべてじゃないんですよ、年齢があるということは。40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳が子宮がん、乳がんは無料になってるんですけど、今回、新たに大腸がんがこの年齢に該当する方は無料であると。この年齢外れてるときはもちろん有料ですが、まあそういうことで該当者は 847 人いるということです。まあ、議員の皆さんではあまり該当する方は少ないかも分かりませんが、一応 60 歳まで 5 年置きにあります。

続きましてですね、32 ページ開けてください。教育費になります。

5 項保健体育費、2 目の学校給食費になりますが、13 節委託料で、給食センター新築工事設計委託 1,401 万 9,000 円とありますが、これは場所はどこですかということでお聞きしましたら、これはですね、中学校体育館の東側か小学校のプールと校舎の間、この両方が今候補に挙がってて、ここでまあ両方どちらがいいかということで調査をすると、そういうことですね。まあ、なるべく給食作る所ですので学校に近い方が有利ですか

ら、この両方を今候補に挙げて見ていくという説明がありました。

これで説明を終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

すいません。32 ページの給食センターの新築工事の設計委託なんでございますが、今、説明を受けますと、中学の東側か小学校のプールの付近ということですが。

まあ津波の関係もございまして公共施設はできるだけ高い所ということがございまして、その付近の検討はされたがでしょうか、お伺いします。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

まあ委員会の中ではそういう話は出ませんでしたけども、もう実際に入野小学校と、それから大方中学校は高台にありますので、もう津波のことについては、話は委員会の中では出ておりません。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

小学校はこの庁舎と同じ高さぐらいだと聞いてますが、どっちが高いか分かりませんでしたのでお尋ねしたわけです。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

一応委員会では、津波の問題については出ておりません。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

ただ今、委員長から報告のあった議案 44 号は、分割して各常任委員会に付託を行なっております。付託された総務常任委員会および教育厚生委員会は可決すべきものと決しておりますが、産業建設委員会では修正すべきものと決定がされております。

分割付託された同一議案が一部でも修正すべきものとされた場合、その議案の取扱いは修正すべきものとなります。

従って、議案第 44 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算については修正です。

委員会から修正案が提出されております。

これから討論を行います。

議案第 44 号および議案第 44 号に対する委員会修正案を一括して討論を行います。

討論は、初めに原案賛成の方の発言を求め、次に原案および修正案に反対の方、次に原案賛成の方、続いて修正案賛成の方の順序で発言を求め、討論を行います。この討論は各自 1 回しかできませんのでご了承ください。

初めに、原案賛成の方の討論はありませんか。

西村君。

3 番（西村將伸君）

先ほども申し上げましたけれども、先ほどは議長に注意されましたように、自分の考え方を随分述べてしまいましたけど。

産建の委員長の修正のことについてですけれども、ほんとに物を作って物を育てていくということのしんどさ、それは体験した者じゃないとなかなか分かんないと思います。商工会の方でも、私、お世話させていただいたときに、きびなごフィレ、それからカツオのタタキと、その茶漬けといったものをそこそこの商品に育て上げるまでにほんとに何年もかかったし、また何百万もの費用も掛かってきております。

そういった意味でも、ぜひ、この第三セクターでもって、室長を含めてですね、産業推進室がますますやる気になるように、私はこの原案を認めたいと思っております。

議長（山本久夫君）

次に、原案および修正案に反対の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、原案賛成の方の討論はありませんか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

原案に賛成を致します。

この産業推進費ですが、これは一応、説明の中に第三セクター設立の検討委員会ということです。まあ一応、何をやるにしても、やっぱりその検討というのは大事です。

それから、先ほど西村議員の方からもいろいろ言われておりましたけれども、やはり特産品開発というのはですね、なかなか今の時代は個人企業じゃ難しい。まあ、今やっている事業は、町民のほんとに所得の向上のためとか、それからまあ新しい産業発展、そして雇用の場を生むためにやってるわけで。こういった、私のいつも言ってますけど、ある程度は行政が方向性示していくことも大事です。

ですので、そういった意味で、ここでこの期間にですね、こういった検討委員会で、まあこれを第三セクターにするかどうかということも含めてですね、この検討委員会で今から話し合っていくべきだと思いますので、ここで賛成致します。

議長（山本久夫君）

次に、修正案賛成の方の討論はありませんか。

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

私は修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

私も産業建設常任委員会の委員でもありますので、この修正案に至った経緯を少しお話を追加させていただきたいと思っております。

私たち産業建設常任委員会ではですね、6月に皆さまにお諮りをして特産品開発協議会を指定管理者に認定をしました。それは議会として認定を致しました。産建の中でも、これについては認めるべきではないかということをおっしゃる方にですね委員長報告をし、その後、皆さまが議決をされ、3年間の指定管理者を認定したということは、もうせんだってのことだからよくご承知のことだと思います。

それからですね、今回は9月議会でございます。私たちはそのときにこう執行部の方に質問を致しました。確か、森議員だったと思うんですけども。いろいろな経緯はあるのだけれども、この指定管理者として認定を求めている団体はきちっとした対応ができるのかというご質問がありました。

それに対して執行部の答弁は、会長も法人化を目指して一生懸命取り組んでくださるので大丈夫ですというご返答でした。確かに法人化という説明は受けました。しかし、そのときに、農業法人や、それから第三セクターに移行を考えているというご説明はなかったと記憶しておりますし、そのことについては委員会の方でもご質問を致しました。ただ、そのあたりが執行部のお考えになっている法人化と、私たち議会が認定をしたときの法人化に対する考え方に相違があったというふうに私は感じています。

それに、特産品開発協議会がですね、今年度は黒字になるということでございましたね。補助金も入っているので大丈夫だという形でございました。で、実際に運営もし、テレビ放送もし、ラッキョウも漬けた。大変PR活動も進められておりますので、このことにつきましてはその実績を見せていただきたいと思います。ですから、委員長が先ほど報告したように、第一期の決算でございますので、その決算を見た上で我々は判断したらどうかということをおっしゃるのを委員会でも決議をし、今回の予算を修正を掛けるというところでございます。

で、ただ今、原案に賛成の方のご意見も伺いました。私たちも第三セクターを検討するのに反対してはいいのではないのです。今予算は14万3,000円プラス2万円の旅費を含めて16万3,000円の予算でございますけれども、この予算についてはですね、今年度3月31日までの執行予算です。ということはですね、3月31日までに、この法人化に対する計画を5回の会でやるのであればですね、決算を見た後、大至急に取り組みをして、そんなに時間的な差は出てこないのではないかと思います。5回ですべてが整うかどうかということについてはまだ不明確かもしれませんが、まだ、今ですね、お話をまだいろんな所にも持って行ってないし、打診もしていない。そういう状況の中で、議会で予算をまあ認めていただいて、議会を尊重して、まず予算を立てて、お話し合いを持ちたいというご希望があるということも伺いました。それは大変ほんとに結構なことだとは思いますが。やはり、私たちは認定をしましたので、やっぱり認定したその期間が。やっぱり一生懸命やってもらった結果、その結果に基づいて議会は判断すべきではないかと思えます。

確かに自信がない、不安だということはあると思えますし、それは当然起業した者にとってはついて回ってくる仕事ですし、大きな仕事を任された不安があります。で、委員会の中でも、町が全面的に、やはりその今の特産品開発協議会をバックアップし、足りないところは補っていく。そういうことを一生懸命やられて、この一期間をしっかりと上がるような形で支援をしていただきたいと思います。そこでトラブルがあれば、何らかの解決策を見いだしていただかなければなりませんし、そのあたりをきちっとやっていただきたい。その上でどうなのかを議会は判断すべきではないかと私は考えています。

それから、もう1つ。

この企業がですね、新しい法人、第三セクターを目指すにしても、1年以上の期間がかかるということでもございました。でも、今年度の5回の準備会ですね、すべて決まるものではありませんので、翌年になって始めても、私は間に合うと思います。お話の中で、実際、目論見書の中にはですね、4月の1日から設立したいというようなことが書いてありましたけど、これは、その目論見書とですね説明の間には大きな隔たりがありまして、実質的にはなんぼ頑張っても25年ぐらいにならないと第三セクターの立ち上がりはないだろうと

いうご説明でございましたので、それであればもう少し時間を見て、それから今頑張れるところは頑張っていただいて、その成績を見て、成果を見て判断するということが私は大事ではないかと思っておりますので、修正案に賛成をさせていただきます。

議長（山本久夫君）

原案賛成の方の討論はありませんか。

下村君。

2番（下村勝幸君）

原案賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

私がですね、これは下村町長の時代のときなんですけど、この特産品の開発のための施設を造るというその原案出てきたときに、私も産建の委員長だったわけなんですけど、そのときやっぱり一番心配したのはですね、この建物を建てて、ほんとにそこが運営されていくのか。また、それが黒字化してですね、その町のためにとって本当にこう有益なものになっていくのかというところがやっぱり一番自分たちの中でも心配でしたし、当時、産建の委員の中からもですね、いろいろ心配点の部分を、まあいろんな形で執行部の方にも要求出しながらやってきた経緯があります。

今回、提案があるときもですね、室長の方からお話ありましたが、基本的にはこれは民間でやるべきものであると。しかし、今回どうしても、その部分での、まあある意味、自分たちが計画したことに対しての修正部分も含めて、三セクも含めた考えで何とかそれを検討していきたいというお話が出てきました。

で、先ほど坂本議員もお話ありましたが、その自分の中でですね、その思ったのが、今までのその経緯を含めてこういった提案が出てくること自体がですね、ある意味こう、よっぽど切羽詰まった状況の中で、自分はこの提案が出てきたんじゃないかなあというふうに、自分は取りました。

というのが、その今までの検討の中でやってきたことを踏まえて、あえて今この段階で出てきたということは、相当ですね、今、その検討に入って、まあ資金繰りも含めてというお話でありましたが、ここを何とか本当に立ち上がっていくものにしていかないといけないという状況に至ってるんであろうというふうに、私はそういうふうに解釈しました。

ですから、まあ今ここですとですね、その今ほんとに始まって、今回第1期迎えて、何とか黒字決算で終わって、第2期に向かって進もうという状況の中で、ここでほんとに頓挫（とんざ）してですね、あこまでつくったものが無に帰するようなことがあってはなりませんので。もしも、それを回避できる手段を見つけられるものであるとするならばですね、今ほんとにその検討をしてですね、それがほんとに三セクになるものなのか、また民間の方に問い掛けながら、また別の方向も探っていくのか、そこは分かりませんが。それをこの検討委員会で私はやっていくものであると、そういうふうに信じてですね、今回のこの修正案についてはですね、反対をしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

次に、原案および修正案に反対の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、原案賛成の方の討論はありませんか。

宮川君。

12番（宮川徳光君）

私も新米議員ということで、よく分からないところもありますけども、まあ議員の心情としましてはですね、

今回示されたこの時期的なこともありまして、若干疑問を感じているところでございますが。

私、一般質問でこの施設についての質問をさせていただきましたけども、まあその中で、27年までの大体の収入と支出の関係も聞きました。

というのは、やはり6月でしたか、聞いたときに、あまりにも、まあ言葉は悪いですけど、いかげんじゃないかなというふう感じたんで、まあ再度質問さしてもらったわけでございますが。まあ実際、下村議員からも言いましたけども、困られてるじゃないかなというふうに私自身感じるところもありまして、その第三セクターの検討の時期もなかなか時間がかかるということもありますんで、まあ、この原案に賛成して、並行してですね、いろいろより良い策を見つけていってほしいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

次に、修正案賛成の方の討論はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

今、坂本議員がおっしゃりましたけど、もともとこの指定管理のときに、既に私の方は異論を申し上げております。で、そのときに大丈夫ということで皆さんは認めたところであって、それが法人化ということは聞いておりました、3年かけてというように。何か、あまりにもばたばたばたばたし過ぎ。もし、今、資金繰りがうんぬんということでしたら、もっとじっくりと検討をして指定管理を決めておくべきであったがじゃなからうかと思えます。ほいで、確かこの説明の中で、私が聞いた中で間違うてなかったとしたら、これが一番怖いのは、第三セクター設立検討委員会です、名目が。こういう名目で挙げた委員会が、果たして民間の法人化になろうかという疑問もあります。

で、確か回転資金のための調達のためには法人化、こういう第三セクターがいいと。ほいで、なおかつ、株が分散して飛ばんようにするために47パーセントでしたかね、は出資すると、町が。いう、そこまで具体的に出てますけど、あと、金融関係とかJAとかいろいろなところからの出資に対しては、全くのっぺいさん。恐らく話も行っていないと思えます。

なぜならば、幡多信のここの支店長さんに、明神さんが投げ掛けたときに、まだそんな話は、私は、ここじゃないあいかん、本店になるから私は全く知りませんというような会話をしておりましたので。で、全くその出てきた資料についても白紙の状態の資料ではなからうかと思えますが。

もうちょっと、やはり最初3年なら3年の委託を、管理5年でしたか、3年か、3年やったかな、任してるんですから、その間にやはり経営状態見て、じっくりと検討すべきで。何か、何もかもがばたばたばたばた、言葉悪いです。一生懸命取り組みよう結果そうなっちゃうかもしれないけど、私、一議員として、住民の代表として受ける場合には、6月に指定管理をし、そして時間をかけて法人化を目的とするというような話だったというように解釈してます。それが今度は、ものの3カ月したらよね、第三セクターを検討する委員会を立ち上げてくれという。本当にしっかりと議論されて、その指定管理に持っていかれたか。ほんとに大事な地域の地場産業のことを考えてやられておるといふようには思えません、そのやり方が。やから、やはり1年なり、1年半なりの実績も踏まえて、ちゃんと行政が指定管理の方のあれを検討して、そしてじっくりとやっていくということではないかと思えます。

何かこの委員会、そら、あれやけど。私としては、なるだけなら第三セクターは避けていただいきたいという考え方持っております。なぜならば、受けてやる側が第三セクターになると、町のバックアップがあるいうことに頼り過ぎて、自立ということがなかなかできない。室長は何か90パーセント、第三セクターは成功して

ますというように胸を張りましたけど、私がいろいろ聞くところによると、7割のところは失敗してというように今までは聞かれています。2割程度は、1割は黒字の大もうけ。あと2割が何かとんとんとかいうようなあれがあります。けど、もう少し慎重にやっていただきたい。いくとかいかん、悪いとかいう意味じゃないです、産業の推進ということについては。けど、あまりにも私からしてみたら、こうばたばたばたした関係で、この間、指定管理。三月だったら、今度は第三セクターの検討委員会。

何かそういう意味では、やはりここでじっくり再検討していただくためにも、私は修正案の方に賛成を致します。

議長（山本久夫君）

次に、原案賛成の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、原案および修正案に反対の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

原案賛成の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、修正案賛成の方の討論はありませんか。

山崎君。

8番（山崎正男君）

私は、その反対のための反対ではございませんけれど、6月の議会で決めたその施設の内容。その当時、現場も見まして、一生懸命頑張ってほしいという思いを込めてですね議会も賛成した中で、早くもこの9月に、こういうその会社というか施設と一緒にしたですね検討委員会というようなことですので、あまりにも時期尚早。で、先ほど来言われてますように、実績をやっぱり見てみたい。実績を見た上で考えた方がよろしいのではないかという思いです。

やはり、その議会で6月の段階で出てきた時点ですね、こういうことも考えの中にあるんだということがあればですね、もう少し考えようもできたかと思えますけれど。それからまして、このたかだか金額では16万ぐらいですか、これですので、なぜ執行部も、今そのある、頑張ってやりよう施設と絡めてですね、この検討委員会というものをを出してきたのかなと、残念です。

なぜならば、一生懸命黒潮町のための特産品の開発ということで第三セクターも絡めて考えて検討していきたいというのであれば、やはりこれぐらいの予算ですので、そういうことを今までのその6月の議決とは絡めないで検討していきたいんだということ出していただいたら、私も賛成という考えです。

まあ今回については、実績を踏まえてもう一度考えたいという気持ちで反対します。

修正案に賛成です。

議長（山本久夫君）

次に、原案賛成の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、原案および修正案に反対の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、原案賛成の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、修正案賛成の方の討論はありませんか。

(なしの声あり)

これで討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 44 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算についての採決を行います。

議案第 44 号に対する委員会修正案については、起立によって採決します。

念のため申し上げます。この採決は委員会修正案に賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

お諮りします。

議案第 44 号に対する委員会修正案に賛成の方は、起立願います。

起立多数です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

この際、3 時 55 分まで休憩します。

休 憩 15 時 38 分

再 開 15 時 55 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 55 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第 56 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、追加議案でございます、議案第 55 号と 56 号の 2 議案について提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第 55 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正につきましては、保育所の統合によりまして、東部保育所が平成 16 年度から大方くじら保育所に統合となりました。このことにより、東部保育所は平成 16 年 3 月末から休所扱いとし、町役場の書庫として、また、地域住民の集会所や学童保育などに利用してまいりました。このように現状は、地域住民や学童保育の教室として長年にわたり使用許可の形で維持管理を行ってきたところでございます。

この施設は、国庫補助事業で整備した施設であり、福祉目的で無償での利用はこのままでもできますが、有償貸付は補助金返還を伴うこととなりますので、高知県教育委員会を通じて四国厚生支局に用途変更についての協議検討を進めてまいったところでございます。その協議がこのたび整い、四国厚生支局長から 9 月 20 日に児童施設の財産処分の承認通知が届きましたので、黒潮町立保育所の設置条例を改正し、東部保育所の廃止をするものでございます。

次に、議案第 56 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

この補正は既決の予算に歳入歳出それぞれ 2,481 万 4,000 円を追加補正し、歳入歳出を 85 億 4,875 万 6,000 円とするものでございます。

補正内容は、2 款総務費、4 項選挙費で、高知海区漁業調整委員会委員でありました村越比佐夫氏が亡くなったことにより、高知海区漁業調整委員会委員の補欠選挙を行う必要が生じたことに伴う事務経費として 344 万 3,000 円を。

3 款民生費、3 項児童福祉費で、先の議案第 55 号で説明致しました東部保育所の廃止に伴い、国、県に補助金を返還する経費として 437 万 1,000 円。

8 款土木費、3 項河川費では、先日の台風 15 号の影響による大雨によりまして、小川地区の住家の裏山が崩壊したため、その復旧を行う経費として、がけくずれ住家防災対策事業費に 1,700 万円などとなっております。

これらはいずれも急を要するため、追加提案とさせていただきますのでございます。

これに対する歳入は、分担金、県補助金、県委託金など、それぞれの事業に係るものを計上するとともに、不足する 837 万 1,000 円を一般財源である、18 款の 1 目財政調整基金繰入金で調整させていただきました。

提案説明は以上でございますが、この後、副町長と担当課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどをよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

追加提案の議案第 55 号の補足説明をさせていただきます。

議案書の方は、2 ページと 3 ページになります。

黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例でございますが、町長から今説明があったようにですね、保育所の統合によりまして東部保育所は平成 16 年から休所となっております。

こうした中で、福祉施設への利活用をしたいという思いがありまして、補助事業で整備されたものでありまして、国庫補助、県費補助が入っております。この用途変更について県教育委員会、また、四国厚生支局との協議検討を進めてきました。この結果、このたび児童福祉施設の財産処分の承認通知が先日ありまして、今後ですね、この施設について公募を行って利用者の選定を行っていききたいと、そのように考えております。

予定としてはですね、来月、10 月上旬から中旬にかけてですね公募を行いたいと考えております。

なお、この施設はですね、昭和 56 年に建設されておりました、これまで経過年数としては 29 年、建ってからたっております。まあ、ただ、その財産処分、鉄筋コンクリートの構造物でありまして、耐用年数が 47 年ということでありまして、まだ残存期間があるということになってまして、補助金返還が伴うということになっております。このため、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例によってですね、東部保育所を廃止するものです。

最後のページにですね、新旧対照表を付けております。右側がこれまでの保育所の設置条例、表中の上から 2 番目にあるますが、黒潮町立東部保育所の名称、位置を左のように削除するというものです。2 条中の表中を削除するというものです。

よろしくお願いたします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは私の方から、議案第 56 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算第 6 号につきまして補足説明させていただきます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 2,481 万 4,000 円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 85 億 4,875 万 6,000 円とするものでございます。予算の概要につきましては、先ほど町長より説明がありましたが、急を要するために追加補正させていただいたところでございます。

まず、歳出の事項別明細書に基づいて説明致します。ページ、14 ページをお開きください。

まず、2 款総務費でございます。344 万 3,000 円補正をさせていただきまして、12 億 5,153 万 4,000 円とするものでございます。内容につきましては、7 目海区漁業調整委員会委員補欠選挙費でございます。344 万 3,000 円を新たに計上するものでございます。

これは、先ほど町長からも説明がありましたが、村越氏が亡くなったことにより、高知海区漁業調整委員会委員の補欠選挙を行う経費を計上致しました。内容は、選挙を行うに必要な事務費をそれぞれ計上致しましたので、説明欄にですねそれぞれ掲げてございますので、ご覧いただいたらと思います。

なお、この選挙のスケジュールにつきましては、全県下で行われることになっておりまして、10 月 18 日が告示日で、10 月 27 日が投開票日との予定となっております。なお、このスケジュールにつきましては、今日 5 時過ぎごろ決定ということをお伺っております。

次に、民生費でございます。437 万 1,000 円を追加させていただきまして、19 億 7,665 万 1,000 円とするものでございます。

これも先ほど町長から説明がありましたけれども、1 目の児童福祉総務費で東部保育所の廃止に伴う、国、県への補助金の返還金でございます。23 節補償金利子及び割引料でございます。437 万 1,000 円。この内訳はですね、国が 291 万 4,000 円、県が 145 万 7,000 円となっております。

次に、8 款土木費でございます。1,700 万追加させていただきまして、7 億 2,212 万円とするものでございます。これは、2 目がけくずれ対策費でございます。の 15 節工事請負費で 1,700 万円でございます。これも町長から説明があったとおりでございます。小川地区の住家の裏山がですね崩れたために補正するものでございます。

この 1,700 万の工事概要でございますけれども、延長が約 17 メートル、それから高さが、約、平均 7 メートルから 8 メートルといったところでございます。コンクリート擁壁等で工事を行う予定でございます。この件につきましては、先日ですね皆さまに、今日提案するという事を申し上げておりませんでしたけれども、その後ですね担当課の方から連絡入りましたので、こういう形で急きょ補正させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

それから次に、入の事項別明細書を説明致します。ページ、12 ページの方へお戻りください。

12 款分担金及び負担金でございます。425 万円を追加させていただきまして、1 億 1,318 万 6,000 円とするものでございます。

これは 3 目の土木費分担金でございますが、2 節の住家防災対策分担金でございます。425 万円。これは、がけくずれ住家防災対策ということで、受益者、いわゆる個人からですね頂くお金でございます。事業費の 4 分の 1、25 パーセントが受益者の負担となっております。

また、15 款県支出金でございますけれども、1,194 万 3,000 円追加させていただきまして、8 億 7,480 万円とするものでございます。これは、県補助金としまして、7 目の土木費県補助金でございます。1 節河川費補助金 850 万円でございますが、これも先ほどと同じ、がけくずれ住家防災対策事業費として県の補助を受けるものでございます。県から頂く補助金は 2 分の 1 というふうになっております。

次の、3 項県委託金、1 目総務費県委託金でございますけれども、344 万 3,000 円。これにつきましては、海区漁業調整委員会委員補欠選挙費委託金でございますが、100 パーセントの県委託金となっております。

また、16 款財産収入でございますけれども、25 万円追加させていただきますと、1,578 万 6,000 円とするものでございます。これは、1 目の財産貸付収入でございます、1 節の土地建物貸付収入で 25 万となっております。これは、先ほどの東部保育所の廃止に伴い、新たに募集に応じてですね、11 月から 3 月までの 5 カ月で 25 万円というふうにしております。

それから、8 款繰入金でございますけれども、これは 1 目の財政調整基金繰入金で一般財源となるものでございますけれども、財政調整基金繰入金から 837 万 1,000 円を繰り入れするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 55 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ちょっとお伺いします。

建物の廃止、設置条例のというか、項を削るわけですので、ここの用地は町の用地でないようにお伺いしますが。まあ先ほど予算の説明のときに 25 万入ってくるということでしたが、まあ現在、町が借りておるのと同じ金額なのでしょうか。

それとですね、まあ、どうせ町の土地でないとなれば、貸し付けた側との協議も十分済んでおられるのでしょうか。その付近を教えてください。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

お答え致します。

用地は鞭部落の所有地でありまして、年間 30 万余りを町から支払いしております。で、鞭の部落の方にもですね、町の意向を伝えております。一応、了承は得ております。

使用料の収入と、この年間の貸付料の差は、まあ町のものになりますけど、いったんこれを補助金で返還するということになりますので、将来的には黒字いきますか、長期になれば黒字になりますけど、当面は年間 30 万の支払いをして、月額で 5 万ですので、年間 60 万が入ってくるという形になります。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

これで、福祉の方の課長の説明がある分では、これは後、公募で利用者を募集するということでしたけど、何かちらっと説明で、昨日の説明がありましたよね。こういうようにして追加で出すと言うたときに、福祉関係というような発言があったように記憶をしております。

それと、この今回の建物のあれで 5 カ月間 25 万の収入ということが記載されております、その財産収入のところで。これはどっから入ってくる金ながか。

それとも、もう募集は10月にするから11月から入るという想定で組まれておることだろうとは想定しますが、その公募ですと言いながらあれやけど、その福祉関係の仕事というような利用というように説明があったと、昨日、認識しておりますんですが。その公募ですと言いながら、もう既にそういう利用の計画が決まってるということになったら、これちょっと公募でやる前にもう決まっちゃうのかなと、利用者が。というような、私の誤解かもしれませんが、私はそのように解釈ができるのですが。

そのへん、明確に分かるようにお教えを願いたいんですが。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

併せて公募要項を作りまして、その中に幾つかの町の公益性に資する項目を作っております。そのうちの2番目、イですか。町の福祉に資する事業にかんすること。これを最優先としてとらえるということでございます。その他の目的が公募できないということではございません。

あくまでも補足になりますけれども、少し全容補足をさせていただきますと、これまで繰り返し申し上げてまいりましたように、当町の福祉施策、この中で圧倒的に足りないものが2つございます。1つは特養。この長期の介護病床でございます。それからもう1つはデイサービスです。これは繰り返し申し上げてまいりましたとおりでございます。

そのうち、今議会にもございましたように、出口病院の45床が一般療養病床から介護病床に移行致します。これをもって、ある一定の長期の病床につきましても弾力性が持てたと、自分なりには判断しております。あとはデイサービスでございます。できるなら、民間事業所のデイサービスの拡充をやりたいというのが、まず第一の目的でございます。しかしながら、その応募がなかった場合、その次の順位、それが町の福祉に資する事業であること。そして、その次の順位がその他の項目でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ございませんか。

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

これ、返還金を返すということなので、町としては財産管理の面ですけれども、今まででしたら保育所という目的を持った施設として管理をされてきたと思うんですけれども、これで全く縛りがなくなるわけですよね。全くの町の財産になるということですよね。その位置付けというのはどんなふうになるんですか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

今回の位置付けとしましては、基本的にはですね、現在は行政財産ということで登録しておりますけれども、設置条例作ってございましたけれども、今回は補助金を戻してですね、町が自由に使えるような形を取りたいということで、普通財産としてですね管理する予定です。

従いまして、普通財産というのは、いわゆる何に使ってもよろしいですよというようなことでございますので、今回の応募の、今、要項については町長から言いましたけれども、いろんな形で利用できるような形を取っております。

少し追加しますけれども、現在ですね、東部保育所は学童保育を一部やっておりますので、全部のとこを貸

し付けるのではなくですね、412 平米やったでしたか、そのくらいを貸す予定です。それと、学童保育と一部ですね、地区の方々も使ってるところもございますので、そこは除いた部分をですね、まあ地区とも話して、その部分を貸すようにしております。

一部また町の書庫にしておりますけれども、その部分は、書庫はですね別の場所に移すということですね考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 55 号の質疑を終わります。

次に、議案第 56 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 56 号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行いません。

初めに、議案第 55 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 55 号の討論を終わります。

次に、議案第 56 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 56 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承ください。

初めに、議案第 55 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議員提出議案第 6 号、大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心、安全を支える行政サービスの体制、機能の充実を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提案者、山崎正男君。

8 番（山崎正男君）

提案説明を致します。

まず、皆さまにお配りしておりますが、先ほど議長も言われたとおり、大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心、安全を支える行政サービスの体制、機能の充実を求める意見書。

上記の議案について、別紙のとおり会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出致します。

中身についてですが、意見書、大変長い文言でございますので、皆さまにお配りしておりますので、省略させていただきます。記、以下を読み上げます。

1、地域主権改革や独立行政法人の制度、組織の見直し、公共サービス改革などにより、行政サービスの低下を招くことがないようにすること。

2、国の出先機関を原則廃止するアクションプランや独立行政法人の削減、廃止を前提とする見直しは白紙に戻し、国と地方が協力し行政サービスを行っていくために、国と地方の責任と役割を再検討すること。

3、防災対策など、住民の安心、安全を支えるために必要な、国の出先機関の体制や機能の充実を図ること。

4、南海地震などの大規模地震への対策（道路の整備や防波堤の整備など）や、被災した場合に迅速な復旧、復興ができるように、国の出先機関の廃止や移管は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣様。平成 23 年 9 月 22 日、高知県幡多郡黒潮町議会という内容でございます。

私はこの意見書の提出についてはですね、まあおおむね地方の国の機関等についてはですね、ぜひ地方のともしびじゃと思って残していただきたいと、こういう本音の部分で賛同しておりまして、これを意見書として出すものです。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第 6 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 6 号、大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心、安全を支える行政サービスの体

制、機能の充実を求める意見書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで山崎正男君に対する質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議員提出議案第 6 号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第 6 号、大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心、安全を支える行政サービスの体制、機能の充実を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

ここで町長より発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

第 4 回黒潮町議会定例会、ご苦労さまでございました。

また、提案さしていただきましたすべての議案につきまして慎重なご審議をいただき、ありがとうございます。

これから、12 月定例議会までの間に予算編成方針を挙げることになっております。これまで皆さまからいただいたご指導を頼りにしながら、住民福祉の向上につながる予算編成方針を挙げていきたいと思っております。

また、ご承知のとおり、例年のことでございますけれども、11 月になりますと出張シーズンになりまして、

お留守をすることが多くなります。ご迷惑をお掛け致しますけれども、どうぞよろしくお願い致します。

本日はどうもご苦労さまでございました。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成23年9月第4回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 16時 26分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

山本久夫

署名議員

矢野昭三

署名議員

山崎正男